

新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る
第13回パブリック・コンサルテーションの様態について

平成15年3月28日（金）、国際協力銀行9階講堂において、新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る第13回パブリック・コンサルテーションが開催され、40名以上の参加者の下、積極的な議論が行われました。

ここでは、会場の様態をお届けします。（なお、記名での発言の公開を希望された方については、参加者の名前を記名させて頂いています。ただし、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただいていないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。また、参加者がマイクから離れたところで発言された箇所については、録音不良によりつき内容を再現できていないことをご容赦ください。）

国際協力銀行からの出席者：

総務部：	矢島次長、入柿課長、篠山調査役
金融業務部：	藤田課長、天野調査役
開発業務部：	山田課長、長瀬調査役
環境審査室：	高岡課長、澤井課長、五辺調査役、村岡調査役

議論

（矢島次長）

前回、12回目からの進展といたしましては、これまでの、12回目の議論で出てきた要綱案につきまして、JBICが今年に入りましてから途上国に説明を行ったということで、その結果が出てきている。それから、2月20日から3月16日までという期限で、パブリックコメント、つまりホームページ上で公開して一般の方からコメントをいただくということで、その結果もできあがっているということでございます。きょうの段取りでございますが、まずは途上国側のコメント、それから、パブリックコメントで出てきたコメント、それを踏まえての、基本的にはそれに対するJBICの考え方と、修正が必要な場合にはその修正案がどうなっているのかということとJBIC側から説明いただきまして、その後、いろいろご意見を賜りたいと考えております。

それでは、JBIC側から説明をよろしく願いいたします。

配付資料は受付のところでは三つの括りになっておりますが、途上国側からのコメントと、パブリックコメントに対するJBIC側の意見と、それに基づく修正案ですので、お手元の資料を見ながらお聞きいただければと思います。

（入柿課長）

まず最初に途上国からのコメントのご説明をさせていただきますと、それから、パブリックコメントとしていただいたご意見と、それに対する当方の考え方、最後に手続き要綱案についてご説明させていただきますと思います。

まず、途上国からのコメントについてでございます。この1月から2月にかけて、手分けをしまして主要な途上国を回ってまいりまして、そこでコメントをいただいてきております。ただ、いずれもご紹介してすぐということですので十分なコメントではございませんが、考え方について聴取してまいりました。

かなり厳しいご意見が相次いでおりましたが、総論ということでまいりますと、大きく二つに分かれると思っております。まずは、濫用防止に配慮してほしいというご意見でございます。途上国政府としましては、国全体の便益と費用を勘案してプロジェクトの実施を決定しているものであって、現在の要綱案では、容易に異議申立を行うことが認められていて、不当な異議申立が乱発する、頻発するということで、事業の実施が遅延すれば多数の受益者に不利益が生じるということもございまして、当該国の公共の利益を踏まえて濫用防止に十分配慮していただきたいということでございます。総論の後に各論のコメントを付けておりますが、多くはこ

の濫用防止にかかわるコメントであったかと思っております。

それから、もう1点、大きな点でございましたが、そちらのほうは、主権を尊重してくれということでございます。もちろん事業について責任を有するのは途上国政府でございます、その問題についても途上国政府が主体的に取り組むのであるということでございます。過激な書き方になっておりますが、事業およびその問題の解決に関してJ B I Cから命令されるいわれはない、国内の法令等に反した行動を取ることもできませんということでございます。手続きの実施に際して、国内における紛争解決手続き、あるいは、すでに関係当事者間で合意された計画、そういったものに影響が生じることがないように、また、事前に途上国政府と十分な意思疎通を図るなどして途上国政府の主権に十分配慮してくださいということございました。

各論のコメントでございますが、ここにいくつか整理しております。最初は異議申立の手続き開始要件のところでございます。最初の三つのところは申立の要件のところ、被害の内容でございますが、あいまいに過ぎるのではないかと、これでは濫用を助長する恐れがあるのではないかとというご意見、強い懸念をいただいております。

4番目は、国内の係争手続きとの関係でございます、国内法に基づいた手続きが取られている場合には異議申立を受け付けるべきではないというご意見をいただいております。

もう一つ、これは後のほうでも出てまいります、E I A作成時に実施した公聴会等で異議が出て、一度異議として審理されて、その結果取り上げないということになったものについて、再度この異議申立制度で取り上げていくというのはおかしいのではないかとというご意見が出ております。

下の四つは、申立人の要件として「2人以上の被害者」としてありますが、2人というのはいかにも少ないのではないかと、むしろ被害者の半分程度、あるいは、少なくとも事業によって影響を受ける人々の10%にすべきではないかとという強いご意見もいただきました。

代理人についてですが、申立の場合に、代理人の場合は、直接の被害者が提訴できない事情および証憑の提出が必要であるという旨明記すべきであるということでございます。ここは、実は、本文にはこういうふうに明記しておりますが、別添のフォームを見てこういうコメントをいただいておりますので、この点はフォームのほうには付け加えさせていただこうかと思っております。このへんは後ほどご説明いたします。

次のページでございます。ここも最初のところは開始要件のところでございます、代理人について、やむを得ない場合はしょうがないが、真にその代表であることを確実に確認すべきであるということ。一部には、代理人による申立を認めるべきではないというご意見もございました。

次の括りは申立人の匿名性のところでございます、ここは濫用を助長する恐れがあるので慎重に対応してほしいということでございます。濫用についてはいろいろと言われておりまして、中ほどでございますが、現行の要綱案では、事業を止めようという勢力があった場合に、少しずつ内容を変えて長年同種の申立を繰り返すといったことが行われる恐れもあるのではないかと。で、この結果事業が停止されることになって、受益者が長年にわたり苦しむ可能性もあるということで、できる期間に歯止めを設けるべきであるということと言われております。現在の要綱案では、貸出が終了するまで異議申立が可能であるということになっておりますが、例えば、いったん住民らと合意された計画が、その妥当性について最初にさかのぼって議論が蒸し返されるというようなことはできるだけ止めてくださいということございました。

円借款について融資契約前に申立を受け付けるとなっておりますが、ここに対しても重大な懸念が表明されております。調印前はJ B I Cの投融資担当部署によって環境社会配慮確認が引き続き可能だということなので受け付けるべきではないというご意見をいただいております。

手続き開始要件としまして、「プロジェクト実施主体との対話に向けた努力」となっておりますが、対話を尽くしたということが必要ではないかとというご意見でございました。

もう一つは、現地住民はJ B I Cガイドラインを理解していないので申立書に不遵守条項を書かせるのは非現実的ではないかとというアドバイスもいただいております。

次の括りは異議申立の手続きのプロセスでございます。借入人となります途上国政府としま

しては、事業実施とか貸付実行が、軽々しくと申しますが、止まってしまうということに大きな懸念を持たれておりまして、手続きの期間を軽々しく延長すべきではないということ。さらには、4ヵ月というのは長すぎるのではないかということも言われてございます。

それから、現地調査について、日程調整等を事前にするなど、手続きのステップにおいて借入人・国政府と十分に意思疎通を図っていただきたいということもいただいております。

次のページで、情報公開と、見直し・経過規定その他とまとめております。情報公開のところについては主権の尊重ということかと思いますが、借入人、借入国側の意見も併せて掲載してくださいという話。それから、インターネットの公表は国際的な事情が入って騒ぎが大きくなるということもあって、政府の事前同意をしてくれということもございました。それから、情報公開時には借入国の同意を取るべきということでもあります。さらには、実施主体や当該国の名誉を傷つけることが可能となるということで、申立書をそのまま公開するということは止めてくださいということもございました。さらに、現在の要綱案以上の情報公開については借入国の了解を取っていただきたいと言われております。

審査役の報告書に対する申立人の意見も、同様の理由から公開すべきではないと言われております。

それから、さらなる情報公開は、先ほどと同じでございますが、その都度、借入人の、借入国の了解を取ってくださいということ。

それから、見直しおよび経過規定のところ、ほぼ一様に、遡及適用については反対をされております。「まさかさかのぼるのではないでしょうね」という言い方もしております。

その他のところでございますが、やはりこの制度の結果について懸念を持たれているということでありまして、J B I C が不遵守だと言うことが理由で保証金が釣り上がったような場合には円借款で補てんしてくれという話もございました。

それから、J B I C の責任を明記してくださいということ。それから、結果はどうするのかというのを記述すべきではないかということ。

次は、主権尊重のところ、個別論になりますが、事業は政府の事業であって、J B I C のアドバイスは聞くが、命令されるいわれはないということもございました。それから、J B I C の不遵守が理由となって貸し出し停止とか、期限の利益の喪失はやはり受け入れられないというご意見もいただいております。

次も同じでございますが、申立の事実があったからといって、その全体が被る莫大な損失を考慮して、融資契約締結あるいは事業実施、貸付実行を止めるということは受け入れられないというご意見もございました。

こちらのほうは若干耳が痛いところでありますが、国際機関、J B I C、政府間で環境社会ガイドラインとか、異議申立にさまざまな制度が存在するのは問題だと。途上国側は人的資源が不十分なので多大な行政負担には耐えられませんということで、途上国政府の手続きに収斂させていただきたいというご意見もございました。

以上、それぞれの国々の意見をまとめてございますが、いずれも各論のところについては、このパブリックコンサルテーションでご議論させていただいた点が大半かと思えます。途上国側のコメントはだいたい総論に収斂すると思ひまして、だいたい、濫用防止と主権の配慮というこの二つをめぐるコメントが多い。

これに対するわれわれの考え方ですが、各論のコメントが基本的にはだいたいパブリックコンサルテーションで出されてご議論させていただいた結果にかかわるものでもございますので、先ほどは若干テクニカルな点を入れましたが、このコメントを受けて要綱案を修正することは基本的にはしないと考えております。ただし、ここの濫用防止とか主権の配慮については、受入国の事情も考慮しまして、何らかの形で記録に留めて、運用上配慮していきたいと考えてございます。これが、途上国からのコメントのご説明でございます。

引き続きまして、パブリックコメントでいただいたご意見と、それに対するわれわれの考え方についてご説明させていただきたいと思ひます。

パブリックコメントの募集は、平成15年2月20日にウェブサイトへアップさせていただきまして、3月16日までということで皆様からのご意見をいただきました。結果、ご意見は8件いた

いただきました。それぞれが一つずつということではございませんので、8件のご意見をいただいております。そのそれぞれをできるだけ忠実に反映した資料が、別添と申しますか、この「主なご意見について」でございまして、この中でいただいたご意見を66に分けて整理いたしました。それぞれについてご説明してまいりたいと思いますが、大半がすでにこのパブリックコンサルテーションの場で議論させていただいたものでございますので、詳細をご説明するのも若干時間の都合もございまして、ごく簡単にポイントのみご説明させていただきたいと思っております。

全体は八つのパート、総論、基本原則、審査役の権限、異議申立手続きの手続き開始要件、プロセス、情報公開、見直しと、それから、最後に環境担当審査役についてということで整理してございます。

まず1枚めくっていただきまして、総論でございますが、非常に高く評価していただくご意見をいただきました。1番、2番ともにてございまして、われわれとしましては、こうした高い評価をいただいたことについては、パブリックコンサルテーションの場で皆様から有益なご意見をいただいたことの賜物だと思っておりますので、どうもありがとうございましたということでございます。

2番目の点では、日本から積極的にアピールしていくべきだというご意見でございまして、これについては、われわれとしても積極的にアピールさせていただきたいと思っております。

3ページ目ですが、これは新しい視点かもしれませんが、審査役が、ガイドラインのみならず、その他のガイドラインとか日本政府が同意している国際基準等を遵守しているかも確認すべきであると言われております。基本的に、ここはそもそも新ガイドラインに基づくものであるということでございますので、環境ガイドラインの遵守について限らせていただきたいと思いますと思っております。

4番目は、濫用防止ということでございまして、ここは配慮して運用したいと思っております。

5番目は、これも高く評価していただいたという点でございまして、ありがとうございましたということでございます。

基本原則でございますが、4ページ目でございます。ここでは、いちばん最初のご意見としては、3ヵ月以内に活動を終了させるというのは難しいので、もう少し考慮していただけないかということでございます。この点は、パブリックコンサルテーションでもご議論させていただきまして、期間の延長の規定も設けましたので、今のところ現状の案文で特段の支障はないと考えております。

2番目は、中立性と公平性のところでございまして、基本原則としてどちらを書くかということですが、われわれとしては、特定の当事者に偏らない中立性が求められると考えておまして、むしろ中立性のほうが良いのではないかと考えております。もちろん、中身で、申立書は現地公用語の使用を認めるとか、申立人の匿名性を確保するといった、公平性にも特段の配慮を行ってあるという認識でございます。決して公平性が劣後すると思っておりますが、代表としては中立性を書くのがより適当ではないかと考えています。

3番目については、イコールフットिंगの原則を基本原則として追加すべきではないかということでございます。ここも、明示的にパブリックコンサルテーションでご議論させていただきましたが、基本原則には審査役の属性・行動原則を記載するというところではございまして、ご提案の内容について追加するということは必ずしも適当ではないと思っております。ただ、もちろんわれわれとして、先ほど広くアピールしていくと申し上げましたが、他のOECD加盟国においても同種の制度が策定されるように促していきたいと考えております。

4番目でございますが、ここもイコールフットिंगに配慮していただきたいと思いますということではございまして、基本的には同様の答えとなるかと思っております。

5番目は、審査役に、できるだけ幅広く意見の異なるステイクホルダーからの見解も聞いて中立的判断をしていただきたいと思いますということではございまして、こちらのほうは中立性を明記しておることによって、中立性を確保した活動が期待されるということかと思っております。

6番目は、相手国の主権の尊重ということでございまして、こちらについても尊重はしてい

きたい。当然でございますが、尊重していく所存でございます。

7番目は、過大な公費負担が生じないようにしていただきたいということでございまして、こちらのほうは、むしろ特殊法人としての性格もございまして、審査役、事務局の構成を必要最小規模として考えていきたいと思っております。

審査役の権限と義務でございます。まず1番目は、審査役が直接、関係企業から調査に必要な文書などの提出を要請できる権限を担保すべきであるとして書いてございまして、要綱案の中では、審査役に対し、プロジェクト実施主体、借入人等にヒアリングする場合に、円滑にするため担当部署を介してアレンジを行うということをしておりますが、ヒアリングそのものはもちろん禁止しておりませんし、当然できるという理解でございます。

2番目のところでございまして、後段のところのご意見となります。「環境担当審査役は総裁に融資の停止を意見具申できるが、その意見は融資の停止への総裁の判断が下されるまで公開されない」という項目を付け加えるべきということでございまして、こちらについては、パブリックコンサルテーションでの議論の方向を踏まえまして、「審査役が不遵守状況を治癒するために可能な方策を総裁に具申する」ということになっておりますので、その中に盛り込まれておると思っています。

次に、環境担当審査役の権限について借入人等との間で合意を形成しておく必要があるということでございますが、審査役も本行の職員であるということには変わりございません。一般に、借入人等との間の契約に基づきましてプロジェクトに対する調査権限がございまして、特段追加的な合意は必要ないと思っております。

7ページですが、異議申立手続きの手続き開始要件でございます。1番のご意見は、国金等業務においても審査手続きが終了した時点から異議申立の受付ができることとするべきということでございます。2番のご意見は、それとは反対の方向でございまして、異議申立の時期について若干の相違する設定を施している点は評価できるということでございます。ここも大きな議論になりましたが、われわれの考え方としては、円借款以外の業務については本行としての判断を対外的に示すタイミングがないということと、それから、民間のプロジェクトにおいては本行の融資契約調印前に異議申立を受け付けた場合の影響を考えると、やはり調印後に異議申立の受付を開始するというのが適当であると考えてございます。両業務の違いをダブルスタンダードというご意見もございまして、その両業務の共通性、相違性を踏まえた内容になっておると考えております。

3番目でございますが、「本行としての評価を示したとき」、円借款でございますが、これはどういうことかということです。ここは、手続きとしては、開発事業にかかわる事業計画が適切であって、その達成見込みがあるということの評価を本行が外に示したときということでございます。審査役にはその情報は当然分かりますので、こういった情報を基に適切に対応していただくということになろうかと思っております。

4番が、受付の終期でございます。4番のご意見は、融資返済終了までを対象とすべきというご意見であります。ここは、次のページの7番に反対のご意見がございまして、貸付実行終了までの期間に限定すべきであるというご意見でございます。ここはまず、現地における被害が貸出期間中に発生する蓋然性が高いということ、それから、被害が発生する蓋然性がある場合も申立を認めているということで、異議申立の受付期間を貸出を終了するまでとしても特段問題は無いと考えておるとございまして。

一方、7番に対する答えとしては、モニタリングを継続している可能性がありますので、モニタリング期間中は受付を行う。これもパブリックコンサルテーションでのご議論を踏まえた内容にしてございまして、そのところは変わっておりません。

5番目は若干新しい論点かと思っております。受付開始時点以前に示された意見を審査役が投融資担当部署に移送する場合には、審査役が申立人の理解を取り付けるべきということでございまして、基本的に、意見を投融資担当部署のオペレーションに適切に反映させるための移送手続きでございますので、申立人のご趣旨もそういうことだと思っております。いちいち申立人の理解を必要とすることはいたずらにオペレーションへの反映を遅延させることになるかと考えられますので、適切ではないと考えております。なお、いただいたご見解は、申立人の個人情

報等が投融資担当部署やプロジェクト実施主体に出してしまうといったことを懸念してかと思いますが、JBICの職員については守秘義務が課せられておりますので、そのようなところは別のところで担保されておると思います。

それから、審査役が投融資担当部署を監視すべきということですが、こちらは、審査役が意見対応結果の報告を受けることになっておりますので、そこは、適切な対応が行われているかを監視するメカニズムは確保されておるのではないかと思います。

7番は先ほどご説明したとおりでございます。

8番ですが、濫用防止の観点から地域住民の代表者に異議申立者を限定するべきということですが、このところは、制度の利便性も重視しまして、可能な限り申立人の要件は緩和したということですが、ただ、もちろん要件として、重大な被害が発生している、または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件となっておりますので、単なる個人の主観的な感情とか個人的な経済的利害で他の住民と全く共有されないようなものについては、審査役の調査活動の過程で適切に排除される仕組みとなっておりますと考えております。

次は、またお褒めの言葉をいただいたということですが、画期的なものとして評価できるということですが、

次は、手続きのプロセスでございます。最初の点については若干新しいと思いますが、環境担当審査役が申立人にきめ細かいアドバイスを行うべきということですが、ここについては、現在の要綱案でも、申立書の不備があった場合に、審査役が、却下するのではなくて、不足部分について情報を徴求するシステムになっておりますので、このプロセスを通じて申立を適格ならしめる努力が行われると考えております。

2番目としまして、環境担当審査役の手続きの周知でございますが、こちらについてはそのようにさせていただきたいと思っております。

ガイドライン不遵守の条項を示すことを求めるべきではないというところですが、ここも先ほどと同じように、書いてないからといって却下するというところではございませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。

次に、プロジェクト実施主体や投融資担当部署との協議の件ですが、ここを要件とすべきではないというご意見ですが、ここもパブリックコンサルテーションでご議論させていただきましたとおり、向けた努力とか、対話の実施とかを求めているものでございますので、特段の制約にはならないと考えております。

5番目は、プロジェクト実施主体者への匿名だけではなくて、JBICの内部に対しても匿名が確保されるべきというご意見でございますが、こちらは、先ほど申しましたとおり、本行の職員は本行の職員としての守秘義務も課せられておりますので、本行の職員から実施者等に名前が漏れていくことはないということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

6番でございますが、申立人が望まないにもかかわらず、その氏名が明らかになる場合には、事前に申立人にその旨連絡すべきということですが、ここはむしろ、われわれとしましては、情報公開法で個人の情報については基本的には不開示となっておりますので、その法に従って処理していきたいと思っております。

申立書の受付でございますが、駐在員事務所でも受け入れるべきというご意見でございますが、こちらはもちろん取り次ぎは行う予定でございます。ただ、審査役が受領してから5営業日以内ということで受領通知を発行いたしますので、若干審査役の手元に届くラグが生じるということですが、開封の点につきましても、親展となっていたり、その趣旨が明確に分かるものについては、審査役および事務局以外の職員が申立書を開封することはないよう当然留意いたしたいと思っております。

次は、現地語で申立された場合の遅延の程度の明示ということですが、ここはケースバイケースになりますので困難かと思っております。できるだけ、だいたい見込みが立てば、連絡させていただきたいと思っております。

9番目は、若干新しいご意見かと思いますが、予備調査においても現地調査を行えるようにすべきということですが、予備調査では、審査役が申立書の内容が十分かを書面調査す

ることになりますので、十分であれば審査役は現地調査を含む調査活動を行うことは可能であるということで、特段の不都合はないのではないかと思います。

世銀等の場合、パネルではなくて理事会が調査開始を決定するというようになっておりますので、十分な環境担当審査役の予備調査が必要になるわけですが、ここは自ら本格調査に移るかどうかを決めるということですので、そこは事情が違ふと思います。もちろん、下に読んでいただくと分かりますとおり、予備調査段階で現地調査の可能性を全く排除しているわけではございません。できるということでございます。

10番目でございますが、こちらは、融資契約の凍結や調印後の案件について融資の実行を停止すべきだと、本調査が進められる場合に、ここも何度もご議論させていただきましたが、一律の対応は不適切であると考えております。

それから、異議申立却下に対する反論を文書で提出してもらうようにすべきというご意見でございますが、これについては、反論をするかどうか、文書を提出するかどうかはもちろん申立人の自由でありまして、特に義務付けることは不適切ではないかと思います。

12番ですが、環境社会配慮は融資契約締結以降も続けられるということと考えますと、「融資契約締結までに行われた」という表現が非常に限定的なものではないかというご意見をいただいております。ここにつきましては、現在の要綱案では、「審査役は投融資担当部署にヒアリングを行って融資契約締結までに行われた環境審査およびモニタリングにかかる事実を確認する」と記載されておりまして、ここで「環境審査」と言うのは、スクリーニング、カテゴリー分類、環境レビューを意味しまして、「モニタリング」は新ガイドラインにおける意味と同様でございます。したがって、ここで、「融資契約締結までに行われた」は「環境審査」のみにかかるものでございますので、その審査とモニタリングですべてであるということでございます。ただ、ここは分かりにくいかと思いますので、文言を調整させていただいて、「融資契約締結までに行われた環境社会配慮確認」という形に修正させていただきたいと思っております。これは後ほどまとめてご説明します。

13番で、「一切の資料」であります。JBIC自身が作成した資料も含まれるのか確認したいということになります。これは当然含まれます。

14番ですが、日本政府による協力体制も検討していくということでございます。こちらについては、うちの職員であれば、プロジェクトに関する文書の提出を求める権限とか、サイトを訪問する権限を有しておりますので、そこはご理解くださいと。個別案件の事情に応じては、当然、日本政府の協力が become 必要になる場合もありますので、この場合は適宜要請していくことかと思っております。

調査において関係NGOからもヒアリングを行う必要があると考えられるがどうかということですが、要綱案では、「審査役は必要に応じて、申立人と同様の見解を有している住民、申立人とは異なる見解を有する住民、プロジェクト実施主体、専門家、ホスト国政府その他関係者に対してヒアリングを行う」となっておりますので、もちろん自らの判断で必要と考える場合には、NGOにヒアリングをすることもあり得ると思っております。

審査役は紛争解決のためにより積極的な役割はできないかということですが、ここは何度もご説明しておりますが、本行はプロジェクトの当事者ではないということから、どうしても紛争解決への関与も限定的にならざるを得ないということでございます。そこをご理解いただきたいと思っております。

17番は、他の紛争処理手続きでプロジェクトが係争中であっても、関係なく独立して手続きを進めるべきというご意見です。18番に、これと対立するご意見がございまして、こちらのほうは、すでに相手国の諸制度で係争中である場合には申立を受理するべきではないということでございます。ここについては、上のコメントに対しては、環境社会配慮にかかる何らかの問題があることが前提となっておりますので、現地で訴訟手続き等が行われている場合には、当該手続きに影響を及ぼす恐れがあるという観点から、審査役の判断で手続きを留保できるようにしておるものでございまして、ここも一度ご議論させていただいたところかと思っております。したがって、17、18両方に答えるような形になっておると思っております。

それから、環境担当審査役は投融資部門の意見書と併せてこれを総裁に提出すべき、申立者

からの意見聴取を行って総裁に提出すべきということですが、報告書はもちろん作成後、申立人に送付されます。申立人が報告に対する意見を述べることは自由でございますし、その意見を総裁に提出することもまた可能であろうと思っております。

それから、聞き取り調査を行った人の一覧も報告書と一緒に提出して公開すべきということですが、こちらのほうは、やはり情報公開法に従って、個人情報については不開示とすることが必要かと思っております。内容については記載することになると思っておりますが、第一義的には氏名は記載しないということになると思われま

す。環境担当審査役の勧告を受けた総裁の指示の実施状況についてのモニタリングでございますが、これについて、継続的なモニタリングを行って、報告書を公開するというご意見をいただいております。現在の要綱案では、総裁の指示について、投融資担当部署が実施しまして、その実施状況について審査役に報告することとなっております。したがって、審査役によるモニタリングと同等の内容が確保されておると考えております。さらに、実施状況とそれに対する意見を報告書に載せるということになっておりますので、実質的にその報告書の作成、公開も確保されていると思っております。

22番のご意見ですが、環境担当審査役は必要に応じて総裁に対して直接報告できる権限を確保すべきということですが、ここは総裁直属の機関でございますので、当然、総裁に直接報告することは通常の組織内の行動であると考えております。

それから、検討結果例として、「プロジェクト実施主体は誠実に対応していない」といった記載をしておりますが、ここについて、本文と齟齬があるのではないかというご意見をいただいております。ここについては、おっしゃるとおりでございますので、ご指摘を踏まえて、本文と齟齬のないように修正したいと思っております。

6.が情報公開でございます。1番目のところは、情報公開は環境担当審査役の責任においてということですが、これはそのとおりだと思います。

それから、文書のそれぞれの公開のタイミングについて細かに整理したご意見をいただいておりますが、ご趣旨を踏まえてある程度修正させていただきたいと思っております。これは後ほどご説明します。ただ、申立者の意見といった、本行以外の者が作成する文書については、本行の意見ではないということでございますので、これをアプリアリに公開するということとは不適切と考えてございます。

また、モニタリング報告書は、実質的には年次報告書に内容が包含されるということで、作成する予定はありません。

その他審査役が提出した意見については、これはいわゆる事務事業情報にあたるものもござい

ますし、内部での率直な意見交換を阻害する恐れもありますので、すべて公開するということは困難であろうかと思っております。

3番目でございますが、紛争解決のための対話促進と、それから、企業秘密の保持の観点から、情報公開はすべて当事者の合意に基づくべきというご意見をいただいております。まず、審査役には、報告書については不開示となるべき情報が含まれないように配慮することを求めていますし、やむを得ずそれらの情報を開示する必要がある場合には当事者の合意を求めなければならないとされておりますので、十分に配慮していると思っております。

7番のところは、見直しと経過規定でございます。まず最初のところは、過去の申立者や関係したNGO等の意見を聴取、要綱の改訂にあたってNGO等の意見を聴取すべきであると言われておりますが、要綱案では、「それまでに蓄積された利用者および環境担当審査役からの意見や評価に基づき検討を行う」と記載してありまして、「利用者」には当然、申立人の代理人として関係したNGO等が含まれると考えております。

それから、異議申立を通じて明らかになったJ B I Cの政策上の課題について議論していくための遵守合同会議の設置というのを提案していただいておりますが、本要綱については、ガイドラインの見直しに合わせて、施行後5年以内に見直しを実施することを予定しておりますので、その際にはさまざまなステイクホルダーの方のご意見等を踏まえて検討を実施する予定であるということでございます。

3番目は、ガイドラインの見直しのところでございます。異議申立手続きを通じて環境ガイ

ドラインの見直しも必要になってくるのではないかと考えてございますが、ここについては、ガイドラインの見直し要綱に従って、施行後5年以内に包括的な検討を行うということでございます。

4番目のご意見としましては、次回の制度見直しではより積極的にということで、いろいろのご意見をいただいております。4番、5番がいずれもそうなのですが、制度の見直しにあたってこういうことも考えてほしいということでございます。ここは十分参考にさせていただきたいと思っております。

6番目は、遡及の問題でございますが、平成15年10月1日以前に融資要請があった案件についてもできる限り受付を行い、異議申立の対象案件とするべきであるということ。7番目についても同様でございます。旧ガイドラインについても異議申立の対象とすべきということでございます。この点については、本要綱案はあくまでも新ガイドラインの遵守・不遵守によるものであるということでありまして、それから、本手続きの導入によりまして借入人やプロジェクト実施主体等に一定の不利益が生じる可能性もあるということに鑑みますと、やはりこれを旧ガイドラインに遡及適用することは困難であると思っておりますし、同時に、不適切ではないかと考えております。

8番目は、環境担当審査役についてですが、21ページでございます。要綱案では2名となっておりますが、2名では公平性において正しい判断ができなくなる可能性があるため、3名でやるべきではないかというご意見でございます。設置要領案では、「各異議申立については、いずれかの環境担当審査役が担当することとする。ただし、他方の意見を踏まえて報告書を作成する」と書いておられますとあり、単独で判断するわけではなくて、他方の審査役と協議することにはなりませんので、正しい判断ができなくなる可能性は相当程度減じられているのではないかと思います。本行としては、政府系金融機関としてコストを最低限に抑制しなければならないという要請も踏まえまして、2名が適切であろうと考えた次第でございます。

2番目は、常勤でありながら兼職を認めるべきということでございます。ここについては、むしろ常勤を要件とすることで募集の範囲を狭めるようになってしまわないかということですし、また、非常勤であっても出勤条件等によって十分経験が蓄積できると考えておりますので、候補者の意向を考えて勘案して決定していきたいと思っております。兼職については、通常の職員同様、兼職するにあたっては本行の許可が必要ということで、もちろん本行との利害関係のある団体との兼職等は、いくらこういう職であっても認めるのは適切ではないと考えております。

名称でございますが、一つご意見をいただきまして、「異議申立担当審査役」、あるいは「異議申立担当独立調査官」というご意見もいただいておりますが、ここはご提案も勘案しつつ決定させていただきたいと思っております。

それから、審査役の資質でございますが、公正さや調査能力に加えて、異なる立場の人々とのコミュニケーション能力が求められるべき。これは当然、求められる性質のものかと思っておりますので、今後設置する審査役の選考委員会における議論において十分考慮されるべきと考えております。

5番目としまして、環境担当審査役の選任は、各ステイクホルダーからの信頼を受けて異議申立手続きの適切な運用を進めていくうえで非常に重要なプロセスであるということでございまして、学識経験者や関係省庁も含めるべき、また、選考過程・選考結果を個人のプライバシーを侵害しない範囲で公表すべきということでございます。ここについては、委員会の構成については、ご意見も踏まえつつ今後検討してまいりたいと考えております。選考過程では、個人の能力、資質といった点が議論の中心となりますので、これをすべて公開するというのは若干困難だろうと思っております。

それから、経験の蓄積を考えると、任期は2年ではなく3年程度が望ましいのではないかと考えております。ここは再任の可能性もございまして、今のところ、2年で十分ではないかと思っております。

事務局員も公募すべきというご意見でございますが、審査役を外部登用いたしますので、事務局員はなるべく、本手続きの円滑な実施の観点から本行業務に通じた人物で構成されること

が望ましいと考えております。もちろん必要に応じて外部登用することも排除はいたしておりません。

それから、事務局はJ B I Cからの頻繁なアクセスを回避して、意思決定に関与してはならないということでございますが、ここは、当然のことながら、意思決定するのは審査役自身でございまして、あくまで事務局は活動をサポートするということでございます、そういった性格に鑑みますと、必要以上のアクセスは回避するということが当然のことかと思えます。

次の点については、何度もご意見をいただいているところでございますが、既存の内部処理体制の整備で対応することでも十分ではないかというご意見を改めていただいております。そこについては過大な組織とならないよう配慮を要望したいということございまして、その点については十分に勘案して留意していきたいと考えております。

長くなりましたが、これがご意見でございます。

最後に、要綱案について修正箇所を簡単にご説明します。若干、文言の調整もしておりますので、多少多岐にわたっております。まず、3ページの上の段でございますが、もともとの「申立人と代理人との間で代理権の授権が行われている」というのがちょっと変かと思ひまして、ここは「申立人が代理人に対し授権していること」という言い方に変えております。

4ページ目でございますが、ここは文言調整でございます。4ページ目の下のほうに二重線を引いてあるところですが、「本行の対応が不十分」というところです。ここは投融資担当部署の対応となりますので、「投融資担当部署」を明示しました。二つ、そのとおり、同じでございます。

それから、(J) のところで、「代理人を介して申立を行う場合には、代理人を介して申立を行う必要性を記載し、申立人が代理人に対し授権していることの証憑を添付する」。これは、途上国の意見にございましたが、もともと申立人の要件のところには書いてあるのですが、申立書の内容のところにこれが落ちておりましたので、追加させていただきました。

次は6ページの下の方ですが、ここのところは先ほどのパブリックコメントのご意見に、いちばん下でございますが、あったところですが、「環境審査およびモニタリングにかかる事実」というところが、「融資契約締結までに行われた」というところと若干分かりにくいということでございますので、「融資契約締結までに行われた環境社会配慮確認およびモニタリングにかかる事実」ということにさせていただきたいと思っております。

次は9ページでございます。ここは情報公開のところでございますが、何度も議論になりましたし、今回もご意見をいただきましたが、環境担当審査役の報告書と投融資担当部署の意見書について、最初の要綱案では、投融資担当部署の意見書が報告された後、環境担当審査役の報告書もウェブサイト公開するということになっておりましたが、そこは削除いたしまして、それぞれ「速やかにウェブサイト公開する」ということでございます。投融資担当部署の意見書が出る前に、同時に出ることもあるかもしれませんが、環境担当審査役の報告書が出たところで速やかにウェブサイトに公開するということにいたします。

本文はそこまででございますが、フォームのところでもずいぶん申しますか、何点か変えております。

11ページでございますが、申立書には、代理人がいる場合に備えて代理人の氏名、連絡先を付け加えました。

12ページでございますが、ここにも、(J)、先ほどのと同じでございますが、代理人の必要性和証憑について添付させていただきました。

16ページでございますが、(八) のところの期間の問題でございます。ここは直し漏れがございまして、「融資契約調印後」となっておったところですが、円借款業務については融資契約調印前でも受け付けることになっておりますので、その文言の調整をさせていただきました。

17ページの上の(二) のほうも、「確実な見込」という言葉が残っておりましたので、ここは「相当程度の蓋然性」に修正いたしました。間違いを直したということでございます。

それから、パブリックコメントのご意見を踏まえまして、17ページの下(ト) のところですが、「申立人はプロジェクト実施主体に対話の呼びかけを行っているが、プロジェクト実施

主体は誠実に対応していない」というところについてやはりおかしいのではないかというご意見をいただいておりますので、ここは「申立人はプロジェクト実施主体に対話に向けた努力を行っている」ということのみをさせていただいております。

ここはまだ漏れておるのですが、(チ)のところ、「本行との協議の事実」のところで直し忘れをしていましたので、ここを訂正させていただきたいのです。先ほどの(ト)のいちばん上と同様でございますが、「申立人は本行投融資担当部署に協議を申し入れているが、投融資担当部署はその協議申し入れに適切に対応していない」は、同じように不適切であるというご指摘もいただきましたので、ここについては、「申立人は本行投融資担当部署と協議を行っている」とさせていただきたいと思っております。ここは直していただければと思います。

修正箇所は以上でございます。風邪を引いていまして、お聞き苦しくてすみません。

(矢島次長)

今、お聞きのように、途上国側の意見と、それから、改めて2月20日から3月16日まで一般の方から意見をいただくということでパブリックコメントをいただいた、その概要についての説明をいただきました。私の感ずるところ、まさにこれまでのパブリックコンサルテーションの場で議論されているものをおさらいするような形になっていて、特に新しいご意見はなかった。それがゆえに、本文の修正も、文言修正、文言の調整とか、ご指摘を受けた若干の記載漏れといったところに、現状ではとどまっているのだらうと思います。

これからいろいろご意見を賜りたいと思うのですが、まず、その前に一つだけ申し上げたいと思うのです。前回、第12回のパブリックコンサルテーションのいちばん最後のところで、パブリックコメントに付するJ B I C側の原案が固まった段階で、異議申立の受付期間についてはだいたいの方はご理解いただいたと思うのですが、ただ、最後の場でのご意見では、意思決定の前の段階で非常に大きな環境への影響が予見されているようなプロジェクト、非常にある意味では限定的なプロジェクトなのも分かりませんが、権利の濫用ということではなく、十分事前に投融資担当部署との意見を尽くしたが、最終的に意見が合わないというようなケースが限定的にはあるのではないかと指摘がありました。そういう場合に、環境担当審査役が調査をするということが一つ念頭にあってご発言いただいたのだと思いますが、何らかの仕組みを考えるべきではないかというご意見が出されておりました。最終的に、私のほうから、あの時点では、最終案ということで決定しているわけではございませんので、その点は今後の検討課題として残しておきますということをお話して前回のパブリックコンサルテーションが終わったという経緯がございます。だいぶ昔の話でございますので改めて申し上げましたが、その点に関しましては、まだ若干時間を尽くして議論する必要があると思いますので、その点についてはペンディングにさせていただき、それ以外のところにつきまして、まずは、今説明がありました途上国の意見とか、パブリックコメントの点で、説明では若干分らなかった、不明な点があるような場合、そのクラリファイとか、それから、さらに加えて意見があるといったケース、それから、いろいろな意見をJ B I C側として修正案として提示してありますが、それがまだ不十分で、こういう点を、意見を踏まえて変える必要があるのではないかとといった点についてご意見がありましたら、いただきたいと思うのです。

(F O E ジャパン松本氏)

かなり広範囲にわたってあるのですが、全部一度に申し上げてよろしいでしょうか。それとも、総論とか、順番にやられますでしょうか。

(矢島次長)

広範囲というのはどのくらいでしょうか。それでは、一度お話しください。

(F O E ジャパン松本氏)

全体としてですが、今回このような形でJ B I Cのご意見をきちんと整理していただいたのは、非常に私たちも分かりやすく、いいことだと思っております。これが、この場のコ

ンサルテーションの説明というだけではなくて、今後の異議申立手続きをどういうふうに使っていくのかというガイダンスのようなものになるのだと思うのです。その点についてコメントをいただきたいということと、もし、そのような位置付けになるのであれば、日本語だけではなくて、英語や、あるいは、今後さまざまな言語に翻訳していく必要があるのではないかと、全体に関してのコメントでございます。

総論に関してです。3ページの3点目ですが、国際基準などに関しましては、ガイドラインの環境社会配慮の適正を確認するための基準の中で、国際機関や地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照すると実は書かれているのですが、これは、参照してどのように対応したのかということに関してもやはり遵守の対象になるのではないかと。あるいは、FAQではないのですが、ガイドラインのコンサルテーションをやったときに、国際機関の基準などがどういうものになるのか、具体的な条約などもいくつか記載していただいておりますが、そういったものへの対応がやはり遵守の対象になるのではないかと考えております。そのあたりについてのコメントをいただきたいということです。

2番目の基本的原則についてですが、4ページの1からです。基本的には延長ができるようになっているので問題ないのではないかとということですが、途上国のほうからも、できるだけ早く終わってほしいというコメントが出ておまして、実際、調査にさらに長期間必要になった場合に簡単に延長できるような状況にあるのかどうかということが問題かと思っております。非常に限定的な場合にしか延長ができないということではなくて、必要があれば容易に延期ができるような手続きにしておくべきではないのかということが、基本原則の中の1点目のコメントでございます。

2点目です。4ページの2番、中立性で十分公正性をカバーしているのではないかとコメントかと理解したのですが、中立性というのは、どこどこが両端にあるかということによって中立性が決まると思っております。被害を引き起こさないために、あるいは、被害を受けている人たちの対応を考えるという意味では、公平性という立場が非常に重要になるのではないかと考えております。

次は、3の審査役の権限と義務、6ページ目ですね……。

(矢島次長)

最初のほうが分からなくなるといけないので、一度切って……。

(入柿課長)

それでは、申し上げますが、今、4点いただいておりますので、まずそこにコメントさせていただきたいと思っております。

この主なご意見についてはすでにホームページ上で公開させていただいておりますが、当然、われわれとしては、ここで示した考え方は、今後の要綱の運営にあたってはガイダンスになると考えております。まだ間に合っておりませんが、今後、英語に訳していく予定にしております。他の言語は今後検討させていただきたいと思っておりますが、事務負担等もございまして、基本的には英語に直してと思っております。

3ページ目の遵守のところ、国際的基準のところでございますが、若干、誤解が……、書きぶりの問題なのですが。われわれとしては当然、ガイドラインに国際基準を参酌してというのが入っておりますので、国際基準を遵守しているかどうかという観点から確認するのではなくて、国際基準を参照してやりなさいというガイドラインを守っているかということで、間接的にチェックするということだと思っております。そこは書きぶりの問題であって、ガイドラインの遵守という中にそういった国際基準を参照にした遵守・不遵守というものも入っているという理解でございます。

4ページ目のところ、簡単に延長できるようにというところでございますが、これは運用してみないと分からない部分もあるかと思っております。原則としては、われわれとしては、短期間で結論を出すことがプロジェクトの実施等についても有益だろうと思っておりますし、問題の解決にも適当であろうと思っておりますので、原則としてこの期間内にと考えておりますが、決して、

必要があるのに延長できないといった形にはしたくないとは思っておりますので、ここは運用を見ていただきたいと思います。

それから、中立性が公平性かということですが、今おうかがいしていただけたのですが、中立性というのは、特定の当事者に偏らないということでありまして、常に右と左の真ん中の結論を取れという話ではございません。心構えとしてどちらかに不当に偏って判断をしてはならないということですので、判断の結果はどちらかが正しいという結果になることは当然あると思っております。むしろ、審査役の方の心構えの問題としては、中立性と言ったほうが良いのではないかと考えている次第です。

(F O E 松本氏)

続ける前に、今お話いただいた中のコメントを一つだけ出させてください。国際基準についてですが、先ほど、ガイドラインに書かれているものに関しては遵守するというのは当然のことであるとおっしゃっていただきましたので、少しそのような内容が分かるような形に、できましたら、きちんとこの中に書いていただければと思います。

(入柿課長)

それはガイドラインの問題なので、むしろガイドラインに書いてあって、こちらでは、ガイドラインをあくまで守ったかどうかということに限らせていただけたほうがよりクリアになるのではないかと考えているのです。

(F O E 松本氏)

それでは、6ページの審査役の権限と義務のところの2番です。「審査役は不遵守の状況を治癒するために可能な方策を総裁に具申することができる」と書かれているのですが、具体的に、これは融資の中止や停止も念頭に置いたものと考えてよろしいのでしょうかということが1点目。

もう一つは、審査の期間中に融資の停止や中止ということを具申できるということが必要なのかなと考えているのですが、審査の期間中もその対象と考えていらっしゃるのかどうか、もう一度確認させていただきたいと思います。

次は、3番目ですが、権限を十分に相手国政府などに伝えておく必要があるのではないかと考えているのですが、停止や中止の意見具申も含めているということに関しては改めて知らせておく必要があるのではないかと考えていますので、もう一度意見させていただきます。

次は7ページですが、これは後ですね。

8ページの6番目です。審査役が投融資部門に対する意見への対応結果は報告を受けることになっているとなっておりますが、報告だけではなくて、必要に応じて審査役が自ら確認の行動を取る、実施状況を確認することもできるような形にしておく必要があるのではないかと考えていますので、改めてコメントをいただきたいと思います。

異議申立手続きのプロセスの12ページの10番目です。ごめんなさい、9番目が先です。予備調査において現地調査ができるようにする必要があるのではないかとコメントに関して、J B I Cのほうから、予備調査の段階で現地調査の可能性を全く排除しているわけではないというコメントをいただいているのですが、必要に応じて現地調査をするということを中心にきちんと手続きとして定めておかないと、予算がないとかということになりかねないのではないかと考えていますので、ぜひ、再度検討していただきたいと思います。

10番目、融資契約前に申立が行われた場合ですが、調印の見送りといった一律の対応は適切ではないかと回答をいただいているのです。一律の対応でなければ、では、どのような対応を具体的に考えていらっしゃるのか。一律ではなくてもやはり融資を見送るということを念頭に置かれているのかということをお聞きしたいと思います。

同じところで、「融資実行の停止は契約書の規定に従い処理される」と書かれていらっしゃいますが、これは、具体的に、審査役の意見具申を踏まえて対応するということも含めてということなのかどうか、もう一度確認させていただきたいと思います。

(矢島次長) そこまでで、一旦切らせて頂きます。

(入柿課長)

まず最初の、6ページのところでございます。融資の停止について、そういう意見具申があり得るのではないかということで、すでに議長のほうから一度言っておいていただいておりますが、もちろん意見具申は、融資の停止も、不遵守の治癒のために環境担当審査役が具申することはあり得ると考えております。それに、審査中は何も言えないのかということでございますが、そこは、もちろんケースバイケースで、環境担当審査役が、審査中であってもそういう意見具申をしなければいけないと思われた場合には当然できると考えております。

8ページの監視のところでございます。先ほどの点とも絡むのですが、これは組織の内部の手続きなのであまり詳細に書いておりませんが、通常は、われわれの場合、環境担当審査役が投融資担当部署から結果の報告を受けると書いてあれば、これは、報告を求められなければいけないと解釈します。そこは能動的に、「どうなっているのだ」と聞かれれば、もうこの規定だけで疑いなく投融資担当部署は報告する義務があると理解しております。したがって、審査役のほうから能動的に報告を求めるということは十分この規定でカバーされていると思っております。

予備調査での現地調査のことですが、別にここに現地調査できると書いてなくても、内部の手続きですので、ここは問題ないと考えております。世銀等といちばん違うのは、現地に行けなくて十分にならなかったから、本調査に進めないというわけではない点です。十分な情報が環境担当審査役にないと理事会に対して調査開始を具申できないという仕組みがあるところとは違ひまして、この要綱では、審査役自身が決めることになっております。したがって、現地調査してみなければ分からないということであれば、そこで「本調査」と言って、自分たちで行ってしまえばいいわけです。もちろん自分で行くということになれば行くし、そこはそんなに、限定的に考えているわけではありません。が、予備調査の段階で現地調査もあり得るとわざわざ書く必要はないかと思っております。むしろ書くと、必ず行くようになってしまうのではないかと思っております。必要ない場合にはもちろん行かないこととなりますので、ここは書かなくてもいいとは思っております。

それから、12ページで、融資契約調印前の異議申立に対して一律の対応は不適切ということですが、では、どういうのがあるのかということですが、これは、よくご案内のとおり、世銀等の例でありましたとおり、例えば、異議申立の内容によってサブプロジェクトが五つぐらいあって、そのうちの一つについてのみ異議申立があるような場合にはその部分を切り離して進めるという対応も可能ですし、土地収用の点である程度ということであればといたしますが、移転地の整備が云々かんぬんということであれば、そういった点を新しくコンポーネントに入れるとかいう対応も可能だろうと思っております。具体的にはそのようなことかと思えます。

(矢島次長)

どうされますか、むしろ他のご意見の方もいるので、一度、中断しましょうか。

では、どうぞ。

(発言者A)

.....(聴取不能)

(矢島次長)

今の1点だけ。中立性の関係のところはまさにおっしゃるとおりで、もともと環境担当審査役の行うのは、異議申立で、投融資担当部門のガイドラインの遵守・不遵守のチェックでございますので、アンパイアという表現が正しいのかどうか分かりませんが、いずれにしても、意思決定者がいて、それに対して、それをジャッジするという形になるということは、当然の役割だろうと思っております。

途上国側の意見につきましては、先ほどJ B I C側からも説明がありましたように、パブリックコンサルテーションフォーラムを東京で開いているという物理的な制約から一度もご参加いただけなかったという経緯がございます。それがゆえに、ある程度成案ができたところで説明に行ってもらったわけです。実際にはイコールフットイングでまきに入っていたかなければいけない非常に重要なステイクホルダーという認識は、皆さん共有いただいていると思います。このパブリックコンサルテーションフォーラムの場合でも、途上国側の意見、細かい点についてはJ B I C側も修文には応じないということだろうとは思いますが、総論という、今、まとめていただいたような点につきましては、このコンサルテーションフォーラムの場合でもそういう意見が出されたということは十分に認識していただきたい、それを記録に留めていきたいと考えております。

(メコンウォッチ松本氏)

手短かにいきます。まず、途上国側からのコメントについてです。これは事前にそういうふうに言われてましたし、こういうことをすること自体、特殊法人として重要だと思っておりますが、一方で、これに圧倒されてしまって、われわれは途上国の人々の声を聞いていない。それは政府だけではないわけです。途上国で、では、今までJ B I Cのプロジェクトでいろいろ問題を抱えた人たちに話を聞いたかといえ、聞いていない。そういう声は全くここになくて、一方的に政府の言葉だけが出てきている。これは一面の真理だと思っておりますが、先ほどの中立性ではないですが、ほうっておくとやはりこういう声だけが強く出てきてしまうところに公平性の非常に重要なところがあると思うわけです。

この環境社会配慮政策というのは、あくまで環境社会配慮をする、環境社会に留意したプロジェクトをするという意味からいくと、その犠牲となる、あるいは、被害を受けるであろう人たちの声もわれわれは意図的になるべくくみ取る努力をしなければいけないと思います。このコメントの存在そのものは重要だと思っておりますが、ここに大きな、途上国の住民たちの声が欠けているということだけは認識しておくべきではないかと思っております。それがまず第1点です。

できれば、これはどういう国からコメントを取ったのかというのは、情報として教えていただければ参考になるかと思っております。

内容についてですが、なるべく絞って申し上げたいと思っております。一つは7ページの3番目です。いちばんの山場である1番目は後にしまして、3番目であります。ここは確認ですが、意見と異議申立を分けているわけです。つまり、申立期間に入っていないものを「意見」と書いていると私は理解をしています。これについてはパブリックコメントでも出させていただいたのですが、しかしながら、例えば、円借款の場合、ある評価をした時点で、しかも、外部の人には分からないある時点において、「意見」が「異議申立」に化けるわけです。このタイミングが明記されていない。

しかも、出す側は意見として最初には出さなければいけなくて、途中からそれが異議申立に化ける可能性がある。こういう場合、すなわち、すべて要綱に沿った方式で「意見」は出してもらいたいと思っているのか、それとも、「意見」は自由に出せる……、それは異議申立と全く関係ないフォームで出してもいいし、何でも出せるわけです。それが、外部の人には分からないある時点において異議申立となる可能性がある。ここは、実際に運用していて、どういうふうに審査役の人が……。もらった意見のうち、「これは評価が終わったので異議申立にできるタイミングだから異議申立にしよう」とか、「これはもともと異議申立をする気がない意見だ」とか、そういう判断までこの審査役がしなければいけないと思うのですが、ここを、具体的な手続きを書かないでいったいどうやって運用できるのか。意見と異議申立という違いから来る難しさについてご説明をしていただきたいというのが1点。それは実は、3だけではなくて、次の8ページの5にも影響してくる点ですので、そこについて詳しく教えていただきたいと思っております。

二つ目ですが、13ページにある14項目目にもありますが、一応、パブリックコメントあるいはパブリックコンサルテーションの議論の中で、円借款について、今の段階で、契約前の申立も受けるということになっているわけです。この場合、融資契約上はこういうことが明記され

ているわけです、この項目14にあるように。しかし、融資契約を結んでいない案件について、いったいそれをどういうふうに担保するのか。これはいくつか他にも関係する箇所があると思うのです。融資契約で担保されるから大丈夫と書いてあるが、現実には融資契約の前のプロジェクトも存在するということから、それに対して事前に相手国政府との合意を結んでおかないで大丈夫でしょうかという懸念は残るかと思います。その点についてどのように考えられているかというのが2点目であります。

3点目、これで最後にしますが、16ページの2番、情報公開です。私はずっとこの情報公開の点についてはこだわってきているのですが、最後の修文で、審査役の報告書および投融資担当部署からの意見書については速やかに公開されると明記されました。例えば、16ページの意見にあるように、申立の事実、あるいは申立書の内容、予備調査の結果、却下の事実とその理由、あるいは、総裁の指示とかについては、具体的にどの時点で公開されるとかということが要綱案上は見られない。この点について、私は、具体的に一覧表を作ればいいだけのことなので、ここに乘っけてしまえばいいのではないかと思います、その点についてのお考えというか、ここに考えが示してあるのですが、それが要綱案の修文に示されていないので、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

(入柿課長)

4点あったかと思いますが。最初に、途上国の政府のコメントはどういった国からかということですが、回ってまいりましたのは、全部で12カ国ございます。中国、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、インド、バングラ、スリランカ、モロッコ、チュニジア、ブラジルといった国々でございます。

2番目の、意見と異議の違いですが、われわれとしますと、意見は、まず第1に受ける主体が違うと考えております。意見は、ガイドラインに従いまして本行の投融資担当部署が受けるわけです、まず。環境担当審査役に来るのはすべて異議だと。もちろん言葉の定義上、異議申立の受付はある時点以降になりますが、審査役に来るものは全部異議だと認識しております。審査役の役割からして、審査役に意見を言ってもしょうがないわけですので。ということかと思っております。

したがって、基本的には、異議申立のフォームに従って出させていただくことになると思いますが、その時点が来れば審査役のほうからその方にご連絡するということになります。

融資契約締結前の借入人との関係ですが、途上国政府との関係ですが、向こうは融資を申し込んできておるので、そこは別にアグリーメントがなくて、向こうが拒否すれば、融資をしないということになります。そこはわれわれのほうにレバレッジが非常に強いということで、特に心配はしておりません。

情報公開のほうですが、ここで修文をしたのは、まず、環境担当審査役の報告書、投融資担当部署の意見書のタイミングが異なるように書かれていたので、それはそれぞれ速やかにと直しましたが、他のところは、基本的に、(D)のところですが、「環境担当審査役は、ウェブサイトにて、異議申立の受付状況、手続き進捗状況を公開する」となっております。これはうちのほうで公開すると書いてありますので、基本的には速やかにということかと思っております、これ以上書く必要もないと思った次第でございます。

(メコンウォッチ松本氏)

「速やかに」公開してもらえると理解でいいですか。

(入柿課長)

ええ。速やかといいますか、何をもちて速やかかというのはあるかと思うのですが、1件受け付けたらすぐ出すとか、ある程度まとめてになるかと思いますが、リーズナブルな時間のうちということかと思っております。

(F O E 松本氏)

今の情報公開に関連してですが、今の記載で十分ではないかというご意見だったのですが、分かりにくいというところは事実だと思っておりますので、もしご苦勞でなければ、ぜひ、具体的に、何を公開するか、そのタイミングについて一覧表を載せていただいたほうが分かりやすいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(矢島次長)

それは少し検討していただいて、実際に出すものについては、これまででもずいぶん議論があったので、あまり意思の疎通を欠くということはないと思うのですが、要綱案に入れるべきなのか、あるいは、こういうパブリックコメントに対する対応のところに入れ込んでいくという方法もあるのかも分かりませんし、そのへんは検討いただきたいと思います。

(発言者 A)

情報公開については、あまり詳細に記載世々うに柔軟に対応したほうがいいのではないのでしょうか。

(矢島次長)

これまでのパブリックコンサルテーションの場でもずいぶんその点は議論がされていると思います。私の理解では、きょう、途上国の意見も出ましたが、産業界の方からも強い意見がございまして、当然のことながら、現状の日本の情報公開法に照らしましても、競争上の地位を脅かすというのでしょうか、不利益を与えるような情報は開示はしないということでございます。そういうところを念頭に置きながら、私の先ほどの議論の理解では、かなり細かく細部にわたって出せる出せないという議論をして、その結果のようなものを分かりやすくどこかに書くべきかどうかという点に絞られていると思っております。その方法論のお話だと思っておりますので、そこは、先ほどお話ししましたように、J B I C 側に検討していただきたいと思っております。

(環境省小川氏)

このコンサルテーションをしばらく休んでいる間に、J B I C では途上国との意見交換、それから、パブリックコメントにたいへん集中的な努力をされたというのがよく分かりまして、ありがとうございます。途上国からさまざま意見が出ておりますが、ほとんどのところは私どものパブリックコンサルテーションの中で出た論点で、かなり集中的な議論をしていたところだと思っておりますので、J B I C としても十分説明はできているのではないかと考えております。そういう意味で、このパブリックコンサルテーションは、私どもはかなり時間をかけてまいりましたが、非常に意義があったのではないかと考えております。

1点、途上国からのコメントの最後のところですが、国際機関その他いろいろな制度があったいへんだ、本来は途上国政府の手続きに収斂させるべきだというコメントがありますが、これは確かにそうだと思います。理想といたしましては、途上国が環境保全について十分力をつけまして、制度を実施、それから、キャパシティを持つようになれば、先進国と同じように、途上国の制度でやって、J B I C なり他の国がいるいる気をつけなくても、ちゃんと環境が守られていくということが理想だと思っております。ただ、なかなか現実はそうはいかないということで、しばらくの間は、周辺先進国、国際機関、国際金融機関などの努力が必要だと思っております。環境省といたしましては、そういうことで最終的に途上国の環境保全が自立するように、外務省、あるいはODA事業などとの協力の下でございまして、途上国の環境保全の強化に努力してまいりたいと思っております。

パブリックコメントのほうでございまして、個人的な感触として、あまり数が多くないという印象を実は持ったのですが、これも、裏を返しますと、パブリックコンサルテーションで非常に集中的にいろいろな意見交換をして、それでも出ているということで、あらかじめ、通常でしたらパブリックコメントでやられるところが済んでいたという気もしております。そういう面からもパブリックコンサルテーションは非常に意義があったのではないかと考えており

ます。

今のもコメントですが、最後に一つ、テクニカルなコメントでございます。手続き要綱の3ページと、4、5にかかわるところですが、代理人の規定で、従前の3ページにあったものが多少修正されている。それから、4ページの最後から5ページにかけて、新たに代理人を介して申立を行う必要性の記載と、授權していることの証憑を添付するという規定が入りました。内容的にはいいと思いますが、法律テクニカルに言いますと、同じ規定は置かないことが原則であります。そういう意味から言うと、重複しているところがあると思います。前半の3ページのほうが内容の規定で、4、5のほうが手続きの規定だと思しますので、4、5で証憑を添付するというのが書かれているとすると、3ページの表現としては、最後の2行のところですが、「かつ代理人を介して申立を行う必要性および申立が代理人に対し授權」、そこまではいいですが、「授權していることが必要である」という内容だけの規定にしたほうが記述の整合性としてはいいと思います。以上です。

(入柿課長)

おっしゃるとおり修正させていただきます。

(東京工業大学原科氏)

3ヶ月という審査期間は非常に短いのではないかという気がしますが、どうでしょうか。6ヶ月だと長い気もするのですけどね。

(入柿課長)

延長規定がございますので、必要な場合には5ヶ月ということで対応していきたいと考えております。

(矢島次長)

このへんは、先ほどの延長規定のところ、なかなか延長は、規定が設けられていてもできないものなのか、実際には審査役の判断というのが非常に大きいのだらうと思うのですが、かなり簡単にという言葉が適切か分かりませんが、発動できるのかという運用面にもかかってくると思います。何かコメントがありますか。

(入柿課長)

実際のところ、先ほど先生も6ヶ月では長いとおっしゃいましたが、3がいいのか、4がいいのか、5がいいのか、どれだけあれば十分かというのはなかなか分かりづらいところもあります。途上国のほうからも、事業実施者のほうからしてみれば、なるべく早くやってくれということもありますし、われわれのほうもそういう要請は当然でございます。そういったものを種々勘案しまして、とりあえずここで3ヶ月と置かせていただいて、2ヶ月の延長規定を置いて、それで走ってみたいという感じでございます。

調査のほうも、例えば、環境担当審査役が現地に赴いて自ら水質の調査をすることというのは想定していないので、3ヶ月程度の時間が、1ヶ月ぐらいの現地の調査期間があれば、ある程度結論を出せるのかなとは思っています。

(発言者A)

……(聴取不能)

(矢島次長)

今の点は、まさにこれまでもずいぶんご議論させていただいて、民間企業の方の競争上の立場というのはこの場でも幅広い参加者の方々にもご理解をいただいているのではないかと思います。そういう点がずいぶん盛り込まれた形にはなっていると思います。確かに、議論の最初の段階で、基本原則に入れるべきであるということで、これはむしろ私のほうから、

イコールフットイングの関係が非常にはっきり出てくるのはJ B I Cの中の一部の業務形態であるということもあって、基本原則に入れるのはいかがなものかとコメントさせていただいた経緯もございます。ただ、繰り返しになりますが、一方で、このパブリックコンサルテーションフォーラムの場では、幅広い方々にその点についてはご理解いただいていると思いますので、改めて、きょうもその点についてはぜひご理解をいただきたいと思います。それについても何らかの形で、きょうの議事録にははっきり残るわけですが、非常に重要な事項だという認識をここで共有させていただきたいとは思っております。

(F O E 神埼氏)

J B I Cのコメントというか考え方を受けまして、私のほうからも4点ほど、細かい点ですが、コメントさせていただきたいと思います。最初の2点は、どちらかという要綱に明記するかどうかという部分のコメントです。一つは、申立が英語と日本語以外の場合に受理通知が遅れるという件に関してですが、これに関してJ B I Cのコメントによると、遅れる場合はその旨通知が行くであろうと考えているということですが、それであれば、遅れるという連絡があるということのを要綱の中にきちんと明記されるべきではないかと思っております。

2点目としましては……、これは後に回させていただきます。

三つ目ですが、匿名性に関してです。申立人が匿名性を希望する場合に、これは事業主体者に対して匿名性を希望するかどうかということですが、これは、独立性ということから考えますと、環境審査役は投融资担当部門からも独立しているものと考えておりますし、もともと事業主体者や担当部署とも何度かやり取りがされる中でだいたいこの方たちが申立人かなという予測はつくにしる、匿名性という部分は担当部署からも確保されるべきではないかと考えます。

最後ですが、異議申立の対象です。平成15年10月以降に融資要請があった案件に対して適用されることということで、ガイドラインも同様にこれ以降の案件に関して適用するという事になっております。ガイドライン策定のときからJ B I Cは、ガイドラインは、平成15年10月以降、1日以前のものでできる限り適用していくという意思表示をされていると思っておりますし、そういう発言をされていると思っております。これを考えますと、平成15年10月1日以前のもので、ガイドラインを全面的に適用したような案件に関しては異議申立は認められるべきではないかと思っております。

すみません、1点忘れて失礼しました。

(矢島次長)

3点ですか。はい。

(入柿課長)

まず、通知が日本語、英語以外のときに、ここのところは明記するかどうかということですが、その後のプロセス等も、英語以外の場合はどうこうというのを書き出すと、他にもいろいろ書くところがあるのかなと思っております。例えば、ここで原則として5営業日以内と書いてございますが、3ページ目のところに、申立書の内容のところで、受理通知までに時間がかかることもあり得るということは要綱の中でもうたっております。ここに「本人に通知のうえ」と書くかどうかということかもしれませんが、若干難しいと思っております。例えば、申立人の名前とか連絡先も現地語で書いてあった場合は連絡の取りようがないとか、いろいろとあるので、もちろん環境担当審査役は申立人のほうに連絡することもあると思っておりますし、原則としてそうなると思うのですが、明記するのは、なんとなく、そこまでは必要があるかなというのが正直なところではあります。

理由があるようなないようなですが、書き出すといろいろなところに影響してくるのかなと思っております、ここは運用でさせていただければありがたい。要綱の中で、一般的にそういうことがあり得るということを書かせていただいております、実際に遅れる場合はできるだけ通知するという事にさせていただきたい。今回の議事録にも残ると思っております、そういうふうに

させていただきたいと思っております。

匿名性のところですが、申立人のほうが、事業実施主体との間の匿名性を確保してほしいというのは非常によく分かる場面もある。要するに、自分が紛争の一方の当事者になっているということでありますので、そこで名前が知れてしまうと、何らかのハラスメントなり、紛争自体に影響を与えたりとか、そういう可能性があるだろうということですが、ただ、投融資担当部署に名を伏せるということの意味を考えるとどういう意味かということですが、まず紛争の当事者ではないですし、物理的に何かのつながりがあるわけでもないの、うちの職員が何かのハラスメントを加えるとかいうことは考えがたい。うちの投融資担当部署からその名前がプロジェクトの実施主体のほうに漏れてしまうということに対する懸念があるかもしれませんが、そこは、別のところで本行の職員は守秘義務を負っております。これは国際協力銀行法にも書いてございます。ですから、別の仕組みでそういうことはないと考えべきでございます。このところについては、考え方として、匿名にすることがどういう意味があるのかということ、修正はしなかったということでございます。

遡及の点ですが、各途上国の政府からもかなり反発を食っておりますとおり、ガイドラインのほうはできる限り適用すると言っておりますが、このへんについてはいちばん難しいところかと思っております。基本的にはガイドラインの本格施行後の案件を対象にするということだと考えております。

(矢島次長)

議長からコメントしますと、今の適用のところは、確かに昨年の10月から、取り入れられるところは入れていこうというのはJ B I C側の約束としてあったと思いますので、むしろ、何ができるところで今やっていて、何ができないのかということをはっきりさせていただいたほうがいいというのが1点。

それから、匿名性のところは、実務的に、申立人の要件のところ、これまで投融資担当部門と接触したのかとか、あるいは、プロジェクト実施主体には知らせないにせよ、そこ住民対話の中に入っていたのかとかいうことで、原資料でチェックしなければいけない部分があると思うのです。投融資担当部署にそこを何も明かさないと、かなり予備段階の調査から支障が出てくるのではないかと感じます。そのへん、もしコメントがあったら言っていただければ。

(入柿課長)

そのところは、確かに、実務的にどういうトランザクションがあったのかということと、どういう問題があるのかということについても、匿名であるとなかなか難しいというところは思います。

(F O E 神崎氏)

私も最初そう思ったのですが、よく考えてみると、それは、各担当部署から情報を環境審査役が集約して、その中で環境審査役が判断できればいいことかと思ったのです。なので、「こういう方たちが来ましたか」と担当部署に照会するのではなく、担当審査役が情報を集約し、その中にその人がいれば全然問題がないのではないかと思ったのですが、どうでしょうか。

(矢島次長)

私が答えるべきではないのかも分かりませんが、私のイメージしているのは、かなり膨大な資料があって、その中からすべてを見ないと分からないという面での、時間のロスとは言えないのですが、時間がかかる面があるということで申し上げたのです。

はい、お願いします。

(発言者B)

…… (聴取不能)

(矢島次長)

先ほどの神崎さんの質問で1点、今、何を適用しているのか、適用できるものは適用しているという話を説明してもらったほうがいいと思うのです。

(高岡課長)

現段階で、部分実施ということで施行されているわけですが、新しい環境ガイドラインの中できわめて重要な情報公開、そういった側面に関して新ガイドラインを適用している。例えば、スクリーニングとか、カテゴリー分類とかに対しての情報公開を、新しいプロジェクトに対して適用しているということがまず1点でございます。

もう一つは、環境ガイドラインのほうで新しく作りましたチェックリストをできるだけ使って配慮を行っているということが主なものでございます。

基本的なガイドラインに関しての遵守という点では、新ガイドラインではなくて現行ガイドラインをプロジェクトとしては見ているということでございます。

(F O E 松本氏)

今のコメントに関連してですが、部分的にチェックリストや、あるいは情報公開の部分で新しいガイドラインを適用されていると。ただ、ガイドラインの本文に関して、個別の案件に関しましてはできる限り対応してほしいという財務省からのコメントもあったかと思うのです。それを通じて、具体的に新しいガイドラインを適用している案件もあるかと思えます。それに関しては異議申立手続きを適用するべきではないかというコメントなのですが、もう一度、そのところがはっきりしなかったので、コメントいただきたいと思うのです。

(高岡課長)

環境ガイドラインにおきまして、現行ガイドラインと新ガイドライン。新ガイドラインの中では、ご承知のように、社会面も含めていろいろなご議論の中で、より重点的にその強化をしていきたいと思いますということですので、その趣旨を踏まえているいろいろなものを検討はしていくわけですが、現段階で行っているものに関しては、私どものほうではスクリーニング、チェックリストの使用、カテゴリー分類と、その結果の公表と、環境レビューを公表するというところで、情報公開に踏まえる、伝えるということでございます。

ご承知のように、例えば、E I Aの公開制度とかいう点に関しては、相手方の準備の都合等もございまして、時間をかけて完全実施の段階までに整えていくということでございますので、すべてのプロジェクトに関して新ガイドラインを完全に適用しているとは必ずしも言えません。

(F O E 松本氏)

プロジェクトではなくて、限定的にでも新しいガイドラインを適用している案件に関してはきちんと異議申立の手続きも適用してほしいという点でございます。

(矢島次長)

今のJ B I C側の説明ですと、完全に新しいガイドラインを適用しているということではないということですね。

(高岡課長)

そうですね、そういう意味からすると、異議申立制度に関して、現行ガイドライン上とは違って、新しい制度でございますので、そういった点も十分理解をして説明をしていくことが今後必要になってくるであろうということですので、これを適用するということは、現状であれば、おそらく完全実施の段階がいちばん好ましいのではないかと思います。

(矢島次長)

その点は、今回のフォーラムの最初にJ B I C側からの説明があったときにも、当然、貴重な意見として扱っていかねばいけないということが出されましたので、前書きに何か文字を少し挿入する形でそれをフォローするのか、あるいは、もう少し内容も含めた形で別途の書類を作るといったことが考えられるのか、そこは少し検討していただいたほうがいいと思います。

実際には12回経って本文がこの場ではほぼできあがって、先ほど言ったペンディングを、検討課題を残してあったのですが、それにまた立ち戻ってずいぶん細かい議論も出ている。それを別に排除するわけではもちろんございませんので、その後も何かお気づきの点がありましたら、コメントいただいて結構だと思います。まだ若干時間を要すと思われる、先ほどお話ししました第12回のパブリックコンサルテーションフォーラムの場で、引き続き検討してくださいという強い要望のありました異議申立の受付前における仕組みということ。これも、非常に例外的に、繰り返しになりますが、投融資担当部門との間で何度もやり取りをしているが、なかなか考え方のすり合わせができないというか、埋まってこないというケース、なおかつ、非常に大きな環境に対する影響が出てくるであろうと思われるもの、限界的なものという言い方が過去にも出ていたと思いますが、そういうものに対する仕組みをどう考えるか。きょうのJ B I Cの案では、その部分は全く触られていないということですが、その点についての、あるいは、それから若干時間が経っていることでもありますので、むしろ何かご意見なり、ご提言があれば、いただければと思います。いかがでございましょうか。

(入柿課長)

最初に、議論の一方になりますわれわれの主張ということで、再度、繰り返しになりますが、考え方についてもう一度、おさらいの意味を込めてご説明させていただきます。7ページに書いてございます。7ページの1番がここの考え方になるところでございます。

円借款以外の業務については融資契約調印まで続けられる環境社会配慮確認のプロセスがございしますが、その中で、本行としての判断を対外的に示すタイミングがないというところが1点。民間プロジェクトにおいては、本行の融資契約調印前に異議申立を受け付けた場合に民間の輸出入投資契約に影響を与える可能性があるということもございまして、調印後に異議申立の受付を開始するのが適当であると判断しております。その結果、円借款業務等における取り扱いとの間には相違が生じておりますが、これは業務の性質の違いを反映したものであるという考えでございまして、ここはベーシックなスタンスとして変わってございません。以上です。

(矢島次長)

では、お願いします。

(メコンウォッチ松本氏)

今の点ですが、議事録にも残りますので、われわれは、原則としては、従来J B I Cが取っている行政救済法上の処分主義という考え方には納得ができていないということは改めて言っておきたいとは思いますが、したがって、J B I Cがかかっているプロジェクトサイクルのすべての段階で異議申立は可能であるという意見であることには変わりがないですが、一方、12回を重ねてきたパブリックコンサルテーション、あるいは、きょう、パブリックコメントを受けた議論の中で、なるべく合意できるコンセンサスが取れるような方向としている考えなければいけないことも一つの事実かと思うので、その点について、最後、もう1点述べさせていただきます。

今までの議論の中で、ここに参加しているNGOの大方の意見は、融資契約、あるいは融資を決定する直前までもめるようなケースは、例えば、世界銀行のケースを見ればあったと。中国西部貧困削減プロジェクトの話とかも出てきているわけで、そういう場合も、あと2週間で融資を決める理事会が開かれるというようなギリギリの段階になって異議申立が出ている。われわれがいちばん懸念しているのは、そういう、かなり最後まで影響あるいは事実をめぐって

折り合いがつかない、しかも、その結果として生じる被害も無視できるようなものではないという場合については何らかの方法は絶対に必要であろうというのが、最後に、どうしても入れ込んでいくべきではないかと思っている点であります。

かたや、企業の方々からも何度も意見を聞いていて思ったのは、それほどそのことの必要性自体について問題にしているのではなくて、むしろ、それをジェネラルな仕組みとして入れることによって、そうではないプロジェクトに対してもそういう影響が及ぶのではないかと。つまり、仕組みの中で入れることによって、本当はそういう案件でもないものもその枠組みの中で処理をされてしまって不利益になるということを繰り返しおっしゃっているのではないかと私自身は思っているわけです。したがって、ここで議論できるのは、全体に網をかけるような仕組みではないが、しかし、融資契約前においてどうしても折り合いがつかないようなものについて何らかの方法でこの異議申立手続きに準じる形で調査あるいは意見を具申することを可能にしていくべきではないかと思っているわけです。

したがって、ある種例外的な扱いであっても、すべてのプロジェクトに対して網がかかるような文言ではない書き方で、限定的な書き方で、融資契約前の、特に円借款以外の業務に対しての異議申立を受け付ける方法を取っていただきたいと思っております。以上です。

(発言者A)

私どもとしては、引き続き調印前までは投融資担当部署が責任をもって対応すべきと考えております。

(矢島次長)

この点もこれまでずいぶん議論があったところで、これまでの進展としては、異議申立の受付前の意見は移送されるということで、一定の明確な役割が、あるいは仕組みがJ B I C側から提示されていると思うのです。実際に、そういう限界的なものにせよ、プロジェクトが出てきたときに、では、この仕組みがどうワークしていくのかという点を含めてJ B I C側からも説明をしてもらったほうがいいのではないかと思うのです。ご懸念が払拭できるようなことになるのかも分かりません。

(藤田課長)

今のご議論は、昨年末に開かれましてコンサルテーションフォーラムでも何回かご議論のあった点かと承知しております。特に、メコンウォッチの松本さんが言われたとおり、N G Oの方もご理解いただいておりますと、きょう、理解しまして、ほっとしております。きょうも産業界の方から言われておりますように、イコールフットイングということを非常に気にされておられる。これはまさに、松本さんご理解いただいたように、ジェネラルな形で、特に何の問題もない案件まですべて網がかかってしまうということになると、入札の段階で、特にそのプロジェクトの実施主体から見ますと、日本企業は、公的ファイナンス、国際銀のファイナンスを予定して入札してくる場合には必ず異議申立という手続きで訴えられる可能性があるということで、そうであれば日本企業が入札に入ってくると面倒なことになりかねないので、排除してしまえというようなことを産業界の方は非常に気にしておられる。

一方で、限界的な案件ということを言われておられます。これについては、限界的に懸念があるというものについて、100ある案件の中で、例えば、それが一つだとしますと、99のものまで黒いような形になってしまう。それが、プロジェクト実施主体からすると、非常に日本企業にとっては不利な形での条件になっていると思われるであろうかと思っております。そういう意味では、私どもは、ジェネラルな形で日本企業が排除されないために、イコールフットイングということを考慮しまして、他方、限界的な案件といいますが、問題が生じそうな案件につきましても、なんとかこれを配慮したいという観点から、今現在の案文におきましては、契約調印前の案件については、意見が出されたときには、環境担当審査役は受けた意見を投融資担当部署に移送するという形で、問題があるものについて投融資担当部署に移送し、また、総裁にも報告するという形になっております。

話を蒸し返すようですが、例えば、この環境ガイドライン、もしくは異議申立手続きという話がもしなかりせばという仮定で申し上げますと、現状におきましても、私ども総務部の報道課もしくは広報室というところで対外的な窓口を設けております。これについてはこのフォーラムにおきましてもいろいろな方からご意見がありまして、要は、現在の状況におきましても、こういう異議申立手続きがなくても、私どもの広報窓口で案件の問題点についての意見を提示することができるのではないかと。そのうえで、その広報窓口は私どもの投融資担当部門に対し、その懸念について伝え、かつ、そういう懸念が表明された場合には、私どもは公的な金融機関としてのレピュテーションの問題もありますので、当然のことながら、役員の者、特に総裁にまで、私どもの投融資担当部門の業務のレピュテーションについての懸念、言ってみれば今回の遵守・不遵守と同じようなものですが、環境配慮についての審査をきちんとやっていないというようなそしりを対外的に言われた場合には、当然、それは私どもの機関としての不名誉な状況でございますので、総裁にまでそういう情報は上がる。そのうえで、総裁からは、「そういうご意見があるのであれば、きちっと環境審査室のほうは審査しろ」、「もう一回審査してみたらどうだろうか」というような案件の指示もあるかと思います。

そういう意味では、今回のこの移送手続きの中で考えておりますのは、今私が申し上げた、この異議申立手続きがなかりせばというプロセスに、あえて環境担当審査役の方を関与させて、当然、窓口としておられますので、その環境担当審査役に契約調印前でもたぶん不遵守ではないかというような意見が、言ってみれば意見なのか、もしくは申立のつもりで出されるのかという問題はありますが、出てきたときに、その意見を環境担当審査役は、私どもの広報という窓口ではなくて投融資担当部署に伝える。それも移送ということです。きちっと責任を持って伝えるという形になりますので、そのうえで、その限界的な案件についての対応が検討されていくということだろうと思います。

そういう意味で、この移送手続きという手続きをもってすれば、私どもとしては、その限界的な案件についての対応が、事前に十分審査もしくは協議されるのではないかと考えております。

今現在のドラフトでは、今私が申し上げた、現時点で私どもが行っているプラクティスの一つとして実際に抜けておりますのが、この文面ですと、「環境担当審査役は、必要に応じてその意見を投融資担当部署に移送し、投融資担当部署がかかる意見に対して適切に対応するよう依頼のうえ総裁に報告することができる」ということになって、そのあと、私どものマネジメントの上の人間がきちっとやっているという部分については、現時点のドラフトの中では確かに書かれていない部分はあろうかと思います。現状でも、私どものマネジメントがその問題点を把握したうえで適切な配慮を行うようにと指示をしているものがあるわけですが、そういうことについて書かれていないということであれば、その点についてはここで追加をすることは可能ではないかと思っております。

基本的には、この移送手続きの中で、現時点で私どもがやらせていただいているプラクティスを若干加味するというので、そこがその限界的な案件と。実際のところは、ジェネラルなものについて全部網がかかってしまうということを排除するのはなかなか難しく、文言的に作るというのはなかなかアイディアも出てこないわけです。やはり今私どもが真摯に、性善説というお話もありましたが、対応させていただいているプラクティスにつきまして、ここにきちっと正確に記載させていただくということでご理解いただけるものではないかと思っております。

現在提示させていただいている文面の中で、若干、訂正という意味では、繰り返してしつこいようですが、総裁に状況の報告がありますが、その後のマネジメントとしての対応というのがありますので、例えば、総裁は、投融資担当部署の対応結果の報告を、環境担当審査役だけではなくて総裁も受けて、必要に応じて指示する。これは、繰り返すようですが、今現在も私どものマネジメント役員、総裁が行っているプラクティスですので、そのような内容を記載させていただければいかがかと思う次第でございます。

(発言者 A)

..... (聴取不能)

(メコンウォッチ松本氏)

まず、こういう類似の制度として、10年間の歴史のある世界銀行のインスペクションパネルは十分国際的な仕組みで、その仕組みは、世界銀行がそのプロジェクトサイクルの中でかかわってからすべて異議申立制度の対象にしている、それなりの実績があるわけです。それを無視して、国際的というのを非常に狭隘に取られているか、もしくは、ご自分が調べられていることに狭めて考えられているのではないか。国際的にはもっとさまざまな枠組みがありますし、国際的な枠組みという名前を出すのであれば、きわめて類似の世界銀行なり地域多国間開発銀行のインスペクションパネルがきわめて参考になる。そういう意味では、最初から言ってますが、日本国内の行政救済法に基づいた処分主義ではない、そういう形での遵守・不遵守の判断は、少なくとも国際的にはそういう方向で行われているわけです、同じような開発機関で。それをやるべきではないかとわれわれは一貫して言っています。

しかしながら、この場で、最後の3月28日において、何らかの合意をしようという議論で、今、私はいろいろな意見を言わせていただいているわけです。もし原則に戻るなら、世界銀行、ADBを見習って、プロジェクトサイクルのすべてにおいて異議申立を受け付けてくださいと、われわれも言わざるを得ません、そういう意味では。

藤田課長の話についてですが、ご趣旨は分かります。しかしながら、いちばんここで問題にしているのは、そういう限界的なケースで、内部の調査、内部の再調査とか審査はどこまで外部の人を納得させることができるかというポイントで、これはパブリックコンサルテーションの中でも議論になったかと思います。つまり、もし内部の環境審査の仕組みがワークするのであれば、もともとこの制度はなくていいわけです。どの段階においてもそれをやればいだけであって、こうした制度が必要なわけではないわけです。今言っているのは、JBICの言ういわゆる処分主義をここでは議論しないという前提でいった場合、限界的なケースについて、産業界が言っているような不利益も最大限斟酌したうえでどういうことが考えられるかということでもあります。そういうケースについて、調査を内部が行う、投融資部門にもう一度戻して内部で行うということは、すでに何度も行われたうえで最後に行くと思っております。そういう限界的なケースについては。したがって、やはりこういう第三者機関で、かつ手続きが明確に示され、外部に対してアカウンタビリティのあるこの制度を使うということが、そういう場合はきわめて重要だと思えますし、そのへんについてはもう一步踏み込んだ解釈が必要ではないかと思えます。

(矢島次長)

今の議論を聞いてまして申しますと、これまで大前提として考えてきました、環境担当審査役は当然、意思決定のラインに加わるわけではないということは前から申し上げているとおりで、ガイドラインの遵守・不遵守についてチェックするという意味では、先ほど「アンパイア」と言われている言葉が適切かどうかは分からないところがありますが、実践のプレイヤーではないということだろうと思えます。そのこの観点はまさに貫徹しなければいけない点であろうとは思っております。それが一つ。

あと、JBICの藤田課長のほうからの話では、ここに書かれていない点というのは、要は、最終的な判断は、先ほどの話ですと、総裁がするということになるのだろうと思うのですが、そのへん、さらにもう少し加えたほうがはっきりするということがあるのであれば……。一方で、本制度の枠組みを大きく変えるということは、これまでの議論の中でずっと大前提にした議論ではありますので、当然にして避けなければいけないと思うのですが、何か、もしアイデアがあれば。

(藤田課長)

まず、ここに書かれていないという点について、もう一度再確認させていただきます。先ほど申し上げましたように、異議申立の受付期間のところ、3ページの3.のところですが、最初のバラは飛ばしまして、2番目のバラの「上記受付開始時点以前に……」と、このバラをご覧

になっていただきたいのです。まず、3行目の最後に、「総裁に報告することができる」と。これの主語は環境担当審査役です。環境担当審査役はその意見を移送するわけですので、ここにその意見とか判断とかはあり得ません。ただ単に郵便屋のように伝えるということになります。

この上で、投融資担当部署が適切に対応するよう依頼するのも審査役です、ここの主語は。そのうえ総裁に報告するということですので、環境担当審査役から国際金融第何部というところに、「こういう意見がありましたので、ただ伝えました」と、「そこで適切に対応するよう依頼しました」と。その投融資担当部署なりが、その事実関係なり影響なり、私どもの不遵守という内容について当然検討することになるかと思えます。そのうえで、次の、「かかる移送が行われた場合」以降ですが、投融資担当部署が今度は主語になりまして、「この投融資担当部署は、そのガイドラインに則り誠実に対応し」です。このガイドラインというのは、まさに議論している新しい新環境ガイドラインそのものでございますので、新環境ガイドラインに則って誠実に対応しますと。その対応の内容についてといたしますが、そのプロジェクト実施主体に投融資担当部署の意見を伝えなければならないということで、投融資担当部署は、ここで主役になって、対応もしたうえで、その内容、意見について、プロジェクト実施主体に意見を伝えることとなります。環境担当審査役は、その対応結果の報告を受け、必要に応じこれを意見表明者に伝える等の対応を取るということで、ここは、投融資担当部門と環境担当審査役と意見表明者との間のキャッチボールのような形になっております。

そこで書かれていないというのは、まさにこの投融資担当部門のマネジメントである、私どものボードもしくはその最高責任者である総裁の判断について。当然、今、私が申し上げましたとおり、調査を命じたり、その対応はまだ不十分ではないかという判断は今もしておりますので、その内容についてここに書かれていないというのが、私の先ほどの説明でございます。

そういう意味では、この文章を、ご意見を承って仮に修文させていただくということであれば、ここの部分には、その総裁の対応といたしますが、総裁への報告があって、そのうえで総裁の判断があるということについて追加させていただくことになろうかと思えます。

その場合、問題は、総裁のご判断として、環境担当審査役に対して、今度は、審査役としての権能といたしますか機能として、今回ここで議論させていただいています異議申立手続き要綱で定められている権限とか役割について、場合によっては契約調印前の案件であっても、「そこは、この異議申立手続き要綱に準じて、場合によっては、あなた、調査してもらえますか」と言うことについて、ある人は懸念だとおっしゃっておられるでしょうし、ある人は、それは当然だとおっしゃっておられるのではないかと私は理解しております。

その前提のうえで申し上げますと、私どものマネジメントの判断としては、そこはその案件の競争状態であったり、イコールフットイングといったことを当然念頭に置きつつ、場合によっては、特に限界的な案件ということで、非常に問題であるということが誰が見ても明らかである、先ほどの例で言いますと、100あるうちの99は問題なくて1であると、その1の案件そのものであるということであれば、マネジメントの判断としては、この審査役に対して、「この異議申立要綱に準じて調査」と言うことがあることは否めないと思えます。やり方としては、この申立要綱そのものを使うということではないかもしれませんが、当然、こちらにおります環境審査部が審査をもう一度するというところもあるでしょうし、投融資担当部署に対して「もう一度きちっとやれ」と言うことも、そこはいろいろなパターンがケースバイケースとしてあるかと思えますが、基本的には総裁の判断としては、審査役に命じるということについては、権能としてあり得るものだと判断しております。

そういう意味では、この異議申立の手続き自体が理想形であれば要らないということかも分かりませんが、そこは、これまでの議論の中で、そうはいっても、悪意でなく、気がつかないといった点もあるでしょうし、そういうことも含めてこういう制度ができていますので、そこからの議論になるとなかなか話が進まないというのは思います。ただ、環境担当審査役がプレイヤーになるということではございません。NGO側の方が、そういう限定的な、限界的なプロジェクトのときに環境担当審査役の関与を認めるべきであるという主張はなされておりますが、その前提には当然にして公平性があり、中立性がありという基本原則があって、さらに加

えて、遵守・不遵守、環境配慮の確認が不十分ではないかという点のチェックを行うという役割であるということは、皆さん共通の意見だろうと思いますので、そこのご懸念の向きはないとは思いますが、そこは非常に重要な点でございますので、はっきりさせておかなければいけない点であろうと考えます。

(メコンウォッチ松本氏)

その点、短くですが、世界銀行のインスペクションパネルの歴史の中で、一度……、世界銀行のインスペクションパネルは普通、世銀と第2世銀と言われるIDAと両方を対象にしているのですが、その世銀グループ五つある中のIFC、民間投資部門をやるIFCのプロジェクトを世銀のインスペクションパネルに訴えたケース、パンゲラルクダムですが、という例が一つだけあります。そのときにウォルフェンソン総裁は何をしたかという、当然、もともとの手続きによればエリジビリティはないので、適格性は落としたのですが、しかしながら、この問題に対応しないわけにはいかないということで、ウォルフェンソン総裁自らがジョン・ヘアーという人を独立調査官に命じて、その人に、まさにインスペクションパネルと同じようなやり方で遵守・不遵守の問題を中心に調査させたという経験が一つあります。それがIFCのオンブズマンにつながっていくわけです。

ただし、そのときの問題というのが実はありまして、非常に例外的なやり方だったので、手続き要綱がないわけです。したがって、実は、ジョン・ヘアーがやった報告書は全く公開がされなかったり、あるいは、遵守・不遵守について書いてある部分が歪められたり、そういう問題が起きた。それはここでは詳しく触れませんが、そういう両方の意味を込めて、総裁の判断で限界的なケースについて環境担当審査役に調査をしてもらう。しかし、それはあくまで現地の人たちからの異議申立に基づくものであるし、基本的にはこの要綱に従って行われるものであるというのは、私は逆に、いろいろな点から、他の危惧からも考えられる重要なポイントかと思っておりますので、私は、いろいろな意味でこの異議申立要綱に従ったうえでの調査であるというふうにするべきだとは思っています。

(矢島次長)

少しまとめさせていただきたいと思うのです。1点、異議申立の受付の期間の前に、非常に限定的ではあるが、非常に重要なプロジェクトというのでしょうか、環境に大きな影響を与えるプロジェクトがあって、投融資担当部門と外部の意見を提示されている方との間になんか意見の隔たりがあるというようなケースで、意見が環境担当審査役に対して出され、それを移送される。ここまでははっきりしているわけですが、そこから先、投融資担当部門の意見に対する対応が、総裁に対して確実に報告されるというところをここでは書いていない。ただ、その後、要は、総裁が環境担当審査役に受付期間の前で、あるいは、意思決定の前であっても調査を命ずることができるかどうかということがポイントになっているだろうと思うのです。ここになりますと、明らかにこの制度の枠外ではありますので、むしろそこは、このコンサルテーションの共通の理解として、そういう限定的なケースでは、例えば、総裁が命じ得ることなのか、あるいは、もう少し違う表現があるのか、そういった形で考え方を共通にして取りまとめるというのがいちばん現実的かと思うのです。その点はいかがでございましょうか。

(東京工業大学原科氏)

あくまでも、例外的な事態に対応するものなので、あまり具体的な記述にする必要はないと思いますけどね。

(矢島次長)

分かりました。そのへんは、これまで議論してきた枠組みに大きく代わるということではなく、むしろ限界的なケースですので、その場合にどういうことがあり得るかということを中心に共通の理解としてまとめておくということで、よろしければ、考えさせていただきたい。そうなりますと、この場での共通の理解ということで、一つは議事録でということにはなりま

すが、議事録ですと、ご覧になっていただいている方もかなり多いと思いますが、だいたいきょうで60ページぐらいになるような議事録になると思いますので、そういう中に埋没させてしまうということでもないと思います。だいが長くもなってきましたので、若干、中断を置いたうえで、これは事務局側で考えていただいて、提示いただいて、共通の理解という形にしたほうがいいと思うのです。今の、報告を受けただけでの総裁のアクションのところでは。

あと、それとは別になりますが、入柿課長のほうから当初ありました、外務省の高田企画官からもお話がございましたが、途上国側の意見というのでしょうか、繰り返しは避けませんが、基本的に細かいコメントはすべてJ B I Cの回答にもあるようにといたしまししょうか、具体的な修文は全く取り入れないということですので、その理解はあると思うのですが、そうはいつでも、ソプリニティを持っている対象ではございますので、そういった点についての十分理解しなければいけない点とか、あるいは、企業の方々のイコールフットイングのところは、これは基本原則からは落としてますが、何らかに加えておくのかという、今後の審査役の活動に一定の影響を与え得るであろうことを取りまとめて、こういった点も含め中断後、案を提示させていただいて議論いただくということで進めさせていただければと思います。

また、当然、その案に対してもご議論があると思いますし、その過程で別のことが浮かばれたということであれば、それに対する議論、ご意見を賜ることを全然排除するものではありません。よろしければ、少しここで中断させていただいて、J B I C側には最後のパブリックコンサルテーションの中での共通の理解ということを、主要点でございますので、議事録とは切り離す形で取りまとめていただければと思います。

どのくらいがいいですか。20分？ 6時15分、ちょっと時間がかかりますが、準備もございますので、恐縮ですが、6時15分にまた再開をさせていただきたいと思います。それまでに、きょうはかなり大部の資料を短時間で説明いたしましたので、それを読み返していただいてもいいかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、6時15分に再開させていただきたいと思います。

(休憩)

(入柿課長)

それではご説明します。情報公開のほうは、別途、紙をお配りする形で整理させていただきたいと思っております。今、準備中です。

この紙ですが、読ませていただきます。平成14年6月以来実施してきたパブリックコンサルテーションにおいて、本日、異議申立手続き要綱最終案を提示するに至った。参加者の協力に大なる敬意を表したいということでございます。今般、国際協力銀行より、今後の異議申立手続きの運用にあたり下記の認識を有していることが表明されたところ、パブリックコンサルテーションフォーラムではこれを記録に留めることとする。3点ございます。

1点目は、国際協力銀行はわが国の政府機関であり、他国の主権を十分に尊重する必要がある。また、相手国政府は国全体の便益と費用を勘案して事業を実施しており、事業についての責任を有している。したがって、環境担当審査役は、異議申立手続きの実施に際して、相手国政府による事業実施および事業に関する問題解決のための取り組みを十分に尊重し、当該国に対する不当な干渉とならないよう十分配慮する。また、環境担当審査役は、事業達成によって当該国にもたらされる公共の利益を踏まえ、不当に事業の実施に影響が生じることのないよう、濫用の防止について十分配慮する。

途上国からのご意見にもございました、主権の尊重と濫用の防止を、こういう形でまとめさせていただきたいと思っております。

2番目でございます。国際協力銀行は、わが国の輸出入、もしくは海外における経済活動の促進を目的の一つとしているところ、国際協力銀行の異議申立手続きは他国の公的金融機関には見られない制度であることから、異議申立手続きの運用、特に一般に対する情報公開にあた

って、他国企業とのイコールフットイングへの配慮が重要である。また、わが国の情報公開法においても、わが国企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益への配慮等から不開示事由が定められている趣旨に鑑み、異議申立手続きにおける情報公開にあたっては、環境担当審査役は法人情報として不開示事由にあたる事項が含まれないよう慎重に行う。

3番目は、国際協力銀行の総裁は、国際協力銀行法上、本行業務を総理する権限を有し、したがって、融資契約の調印以前であっても、例外的に本行による重大なガイドライン不遵守の疑いが外部より指摘された場合に、投融資担当部署の報告を踏まえ、その環境社会に与え得る影響の大きさ、影響発生蓋然性、プロジェクトによるベネフィットなどを広く総合的に勘案して、異議申立手続きのうち適用可能な部分を準用して環境担当審査役に調査などの活動を命じることは、総裁の権限の範囲内の事項である。

この3点を記録に留めさせていただきたいと思っております。

案文のほうは藤田課長のほうからご説明いたします。

(藤田課長)

先ほど議論になりました国際金融等業務の案件の契約調印前の異議申立の手続きのことでございます。先ほどクオートさせていただきました、現在の要綱案の3ページ目の3.の「期間」のところですが、下線を引いている箇所の追加、縦線を引いてあるところの変更部分ということで、ご覧になっていただければと思います。まず、きょうお配りさせていただいた要綱案では、「環境担当審査役に意見が示された場合には」となっておりますが、先ほどご議論させていただいている中におきまして、やはり「ガイドライン不遵守の疑いに関する意見」と。要は、不遵守というも疑いということですので、まだ契約調印しておりませんので、ここは「ガイドライン不遵守の疑いに関する意見」ということで限定させていただくことが適当ではないかと思っております。

そのうえで、先ほど私がご説明させていただきましたように、後半部分でございますが、「プロジェクト実施主体にかかる意見を伝え、対応結果を総裁に報告する」ということで、「総裁に報告する」文言を追加させていただきました。総裁に報告させていただくことに伴いまして、今入柿よりご説明申し上げましたとおり、この今回の別紙のコンサルテーションフォーラムでの記録といえますが、別紙の部分の3番目に書いてありますように、総裁の権限としては、契約調印の以前であっても、ガイドライン不遵守の疑いが外部より指摘された場合に、その内容について環境担当審査役に調査などの活動を命じることがあり得るという形で、こちらを別紙で明記するという形です。これを対としてとらえていただければ、先ほどのご議論のそれぞれを酌みまして検討した結果ということで本件を提示させていただいたという次第でございます。

(矢島次長)

それでは、今の藤田課長のほうからも説明がございました「期間」のところに限って、J B I C案では要綱案のほうに、「対応結果を総裁に報告する」という文言を基本的には加えている。記録のほうでは、それを受けた形で、総裁が必要と認めれば環境担当審査役に調査などの活動を命じることができるという表現になっております。これで、限界的な案件が出てきた場合に、総裁の判断で、ここにも書いてございますが、異議申立手続きの可能な部分を準用して調査を行わせるということが担保されているということをはっきりさせているということだと思います。こういう構成になっておりますが、まず、これについてご意見がございましたら、いただきたいと思うのです。

はい、どうぞ。

(発言者A)

O O F に関して言えば、調印前であるにも関わらず「不遵守」という言葉を使用するのは不適切であると考えます。また、合意案3.の「例外的」の意味について教えていただきたい。

(矢島次長)

今の後段の部分はどうか。

(藤田課長)

今のコメントの後半の部分の、例外的にということにつきましては、先ほど私も説明の際に申し上げましたとおり、当然こういうケースがあってはならないということの期待といたしますが、そういう不遵守のようなことがあってはならないようにきちっと環境審査を行うという、組織的な対応といたしますが、誓いも込めまして、ここは「例外的に」と書かせていただいております。その旨、おっしゃった点も踏まえて書いておるとご理解いただいて構わないと思っております。

(矢島次長)

そうしますと、最初にむしろそれはご提言いただいたのだらうと思うのですが、「ガイドラインの不遵守の疑いに関する」というところで、これは、疑いということ、確定していないが疑いがあるということで、意思決定前の場合でもこういう表現でもいいのかと思います。その実態はまさに、環境ガイドライン上の環境社会配慮が不十分であるということに対する意見なのだらうとも思いますので、そのへんは、どちらでもいいというのは変な言い方ですが、内容は実態的には変わらない気がいたします。「ガイドライン不遵守の疑い」というところは、「疑い」というところで、まだ完全に意思決定前であっても通用する文言にはなっているとは思いますが、そこはやはりあれですか。そうはいつても、これを英語に訳して、途上国云々ということもあるでしょうし、論理的におかしいと……。

そこは、そうしますと、実質同じだとは思いますが、「環境ガイドラインにおける環境社会配慮が不十分である」、……「に対する投融資担当部署の対応が不十分」？はい、どうぞ。

(発言者C)

「外部」の意味について確認したいと思います。

(矢島次長)

いかがですか。はい、今の。「外部」の定義のところですが。

(藤田課長)

お答えします。今のご質問の点ですが、きょうお配りしている異議申立手続き要綱案のコンセプトとしましては、契約調印前の、「意見が示された場合には」、「外部から環境担当審査役に意見が示された場合には」というのは、明らかに異議申立の手続きに則ったものよりも広い書き方になってます。ですから、ここは、先ほど私が申し上げましたように、現時点でも同じように、何人であっても私どもの総務部の報道課や広報課に対して、N G Oの方であったり、その他企業の方であっても、いつでも意見を開陳していただいているということと同じような形になっております。

そういう意味では、ここの「外部からの意見が示された場合には」というのは、明らかに今の運用と同じ書きぶりでございます。この「外部」というのは、広い意味で、まさにいろいろな方を含み得るということでございます。

そういう意味では、ここの「ガイドライン不遵守の疑いに関する」というところは、むしろいまご指摘があったように、投融資担当部門の対応が適切でないということになりますと、逆に、言ってみれば、生意気な若い担当者がいて、きちっと対応していないということまで含めているいろいろなことを意見として言われる可能性がある。まさにそういう意味では濫用といたしますか、もともと濫用防止というコンセプトもあったと思いますので、ここの不遵守の疑いというのは、まさに、不遵守のまま契約といたしますか、調印していけば不遵守になってしまう疑いがあるのではないかという意味も込めまして、ガイドラインの不遵守といたしますか、コンプライアンスを守っていない、コンプライアンス違反であるという点1点に絞った形での意見とい

う形に逆にしておいたほうが、この制度設計上はよろしいのではないかとということだろうと思っております。

(発言者 A)

審査役が受ける情報は環境ガイドラインの不遵守に関するものだけとの理解で宜しいでしょうか。また、意見の受付については、体外的に公表されるお考えでしょうか。

(藤田課長)

お答えします。そういう意味では、現在の運用とまさしく同じだと、先ほどから繰り返し申し上げておりますように、今の後半部分のご質問で言いますと、環境担当審査役に、このガイドライン不遵守の疑いということで意見を投融資部門に直接……、そういう意味では、今と同じように、どの案件をどの部署が担当していると分かっておられる方は、その担当の部署の課長もしくは部長のところにとぶんど意見を出されるのだらうと思います。それが、環境担当審査役という今回のこの制度ができたことに伴って、私どもの担当部署がどこか分からないといった場合に、ただ環境問題の観点での問題ということで問題提起されたいという外部の方は、環境担当審査役にたぶんど、これは全くイノセントな、何の表裏もなくご意見を出されるのではないかと。それを、まさにおっしゃられたとおり、環境担当審査役は本来のルートである投融資部門に対してその意見を伝える。そのうえで今と同じような対応になっていくということでございます。そういう意味では、そのときの意見を出した人の情報公開上での扱いは、今と全く同じように、先ほどから議長も入柿もご説明しているとおり、私どもの情報公開法に基づいて、その方の情報についての外部への公開は基本的にはあり得ない。本人の同意があれば別ですが。今の情報公開法の下での運用ということでございます。

(発言者 A)

申し立てられた方の同意はいらないということですか。

(矢島次長)

今のは、要は、この異議申立の受付前の段階、したがって、J B I C の意思決定前の段階での移送、あるいは、この意見が出されたときに、それを情報公開するかどうかというお話ですか。

(藤田課長)

基本的には、ですから、名誉毀損といいますが、商業上の競争にたぶんど関係してくる。たぶんど民間のプロジェクトでありましたら、この場でも何回かご意見があったと思いますが、その企業のレピュテーションといいますが、名誉の問題になります。株価への影響とか、いろいろな意味での大きなマーケットへの影響があるうかと思しますので、当然、おっしゃられたとおり、本人だけではなく、その企業も同意しなければ一切公開しないということになると思います。

(矢島次長)

情報公開法の下ではいろいろな条項が重疊的にかかってくるケースが多いのですが、一つ、いちばん分かりやすいケースは、意思決定前の段階でございますので、まだ機関決定がなされていないという意思形成過程で得られた情報であったり、それを踏まえた意思形成過程の中での意見具申という形になりますので、全く出ないかということ、意思決定が行われた後で、J B I C の判断なりが出されることはあると思いますが、少なくとも融資契約、何らかの決定を行う前の段階で意思形成にかかわる情報を公開することはございません。

さらに加えて、その内容自体に競争上の地位に不当な不利益を与えるような情報があるとすれば、これはまた別の条項で、法人情報の保護というところで非公開ということになってくると思いますし、同じように個人情報が入っている場合には、名前も含めて非公開というこ

とになっておりますので、そのへんは情報公開法に照らしながら進めていくということだと思います。まず、意思決定がなされる前の情報ということになってまいりますので、そこは意思形成過程情報ということで非公開ということになってくるのだらうと思います。

ただ、その後、意思決定が行われた後の段階でまでも公開しないかという、そこは、別の条項で公開すべきでないものについては当然公開できませんが、公開できるものもあると思いますので、それはケースバイケースで公開していくということになっていくのだらうと思います。ただ、タイミングは意思決定の後ということでご理解いただくのが正しいかと思います。

(発言者 A)

申立人が独自に発表するのは自由なのでしょうか。

(矢島次長)

それは避けられないです。ただ、これはまた先ほどのワーディングに戻ると思うのですが、「疑い」というのに、J B I C側の考え方の整理では、今後起こることも含まれるということでございますね。ただ、その意味するところは、ガイドライン上の環境配慮が不十分であるということだらうと思うのです。そのこと自体は起こり得る話ではあります。可能性の議論としての話をしているのですが。そういうことがないように、当然、J B I Cは業務を進めていくというのが、J B I C側として大前提だとは思っています。そういう整理だと思います。

(藤田課長)

先ほどから申し上げているとおり、基本的に今現在も、そのような、ある企業のプロジェクト、もしくはその企業の名誉を貶めたいという意図を持っている人間が、私どもに対して、こういう疑いがあるということは、排除はできない状況です。そういう意味では、この環境担当審査役が仮に存在しない場合であっても、繰り返すようですが、私どもの広報部門、窓口に対して、あるプロジェクトについての不満がある場合には、いつでもその不満を言ってくるのは自由です。その不満について、その不満を表明した人が自分のホームページなり、自分がピラを作って配るとかということは当然今もあり得ることです。そこは、今と、この異議申立制度ができた後の状況とは変わらないのではないかとというのが、私どもの見解です。

(発言者 A)

「不遵守」という文言については、NGOの方々にはこだわりがあるのですか？

(メコンウォッチ松本氏)

ちょっと申し訳ないのだが、えらい交渉事になってきましたね。

これは、実は、さっき私が最初の議論の中で意見と異議というのの違いは何ですかと質問したところと全く同じ場所です、すなわち環境担当審査役にもたらされる意見はすべて異議申立です、と入柿さんは説明をされたわけなので、私はどちらでもいいかと。つまり、そういう整理であれば、ここで言う意見はすべて異議申立である、すなわち、この手続き要綱に従った意見であると定義をされているのであれば、どちらでもいい。ただ、その定義は非常に重要かと思えます。ですから、そういう意味でいくとどちらでもいいと思いますが、ただ、定義だけはしっかりしなければいけないと思ってます。

(発言者 A)

定義さえはっきりしていればいいということですね。

(矢島次長)

ですから、先ほどお話ししたように、実態として文言はつめる必要がありますが、「環境ガイドラインにおける環境社会配慮が不十分である」というのが.....。

(入柿課長)

このところは、先ほど私がお説明したとおり、環境担当審査役の仕事、ジョブディスクリプションといいますか、それを見ると、彼はこういうガイドラインの不遵守、あるいは問題解決にあたることになっていて、そのための意見を受け付けて、それを処理する人です。もちろん彼に、J B I Cで雇ってくれという意見も来るでしょうし、こういうプロジェクトを取り上げてくれとか、そんな意見もどんどんもたらされると思うのです。そういうものをいちいちこの「意見」と言っておるわけでは全然ありません。ここは、はっきりと、環境担当審査役が受け付けるべき意見であるということです。たまたまもちろん要件が合わなくて、申立人は異議のつもりで言ってくるが、これに照らすとまだ受け付けられないというのものもあるでしょうが、とにかくもたらされてきているのはそういうものであるということだと思います。

(メコンウォッチ松本氏)

私の理解は、これは形式要件だと思っています。つまり、遵守・不遵守について書いてある。これは、J B I Cがガイドライン上こういうことを書いたのにこういうことをやっていないがためにこういう影響が起り得るといふ、そういうことを書かなければいけないわけです、この手続き要綱に従えば。そういうものを書いているものは、それが不遵守かどうかというのはちゃんとした審査をしなければできませんが、少なくとも形式的にそういう書き方をしているものについては、こういう意見として取り上げる。したがって、Aさんが懸念しているように、それをJ B I Cが意見として受け取ったからそれは不遵守だとか、そうではなくて、これはあくまで形式的に、そういう要件でもたらされた意見はこういう手続きに従うということなのだとは私は理解してますし、それにあまり大きい問題はないと感じているのです。

(発言者C)

単なる「意見」については審査役は受け付けないということですか？

(入柿課長)

そういうふうに申し上げているわけではなくて、もちろん宛名が環境担当審査役であれば、全部それは環境担当審査役のところに行きますが、明らかに異議ではない、環境ガイドラインの不遵守とかいうことが含まれていないものは、この手続きとは別にそのまま移送するということ。「移送」という言葉を使ってしまうとあれですが、その部署に持っていくということになるだろうと思っておるのです。

(発言者C)

審査役が扱うのは「異議」のみということですか。

(入柿課長)

と思ってらっしゃる方からの意見が行くということですか。

(発言者A)

では、誰も文言にはこだわらないということですか。

(矢島次長)

要は、ご提案は、「ガイドライン不遵守の疑いに関する」というこの文章を削除しろということですか。

(発言者A)

ええ。なくしたほうが…。意見なら意見の解釈があるから、なにか、あえて入れる必要があるのでしょうか。

(矢島次長)

確かに、入柿課長の説明にあるように、ガイドライン不遵守とは直接かかわらない意見であっても移送するケースがあり得るのであれば、そこは限定しないほうがいいのかもしいかなですね。

(藤田課長)

一応、私は、業界の方の立場といいますか、日頃の案件の運用を目の当たりにしている者として申し上げますと、要は、ここで申し上げたかったのは、イコールフットイングの確保ということで、基本的にはここに「意見」と言った場合に、その意見の定義がどこかに定められるのであれば構わないのですが、そうでない場合には、基本的には私どもの環境ガイドラインの不遵守、コンプライアンス違反ということについて、要は、私どもの問題についてのご意見である。民間の企業の方が、例えば、プロジェクト形成において何か誤ったというか、経団連が出しておられる環境憲章のようなものを守っていないとかいうことは全く関係なくて、私ども国際協力銀行の投融資担当部門、この中には環境審査部も含まれますが、この審査が不十分であるとか、要は私どもの問題に限定されます。要は、不遵守という言葉だけではインパクトが大きいと思われるかもしれませんが、むしろ、ここは限定的に私どもだけの問題であって、企業の方のプロジェクト形成、もしくはその実施にあたっての、言い方は失礼かもしれませんが、環境への配慮が足りないとか、もしくは不手際があったとかということについての問題、そしりを受けるということではないという意味において限定しているのではないかと思っています。いかがでしょうか。

(発言者 C)

もともと環境担当審査役というのは、J B I C のガイドラインの遵守・不遵守を審査するところでもありますし、コンプライアンスの問題を見るところということで、「ガイドライン不遵守の疑いに関する意見」と限定していただいたほうが良いと思います。「意見」ということになると、今度は、J B I C のコンプライアンスだけの問題ではなくて、スポンサーの態度が気に入らないとか、そういうものまで含めて環境担当審査役に行ってしまうというのは、われわれ企業としては困るということで、できればこういうふうに限定的にさせていただいたほうが良い。

すみません、Aさんと意見が違って申し訳ないのですが。どちらかというともコンの松本さんと私は同じ意見になってしまって申し訳ないのですが。

(発言者 A)

私が懸念しているのは、受付開始時点以前の話でありますので、遵守・不遵守というのについては、基本的に不遵守にならないようにJ B I C のほうにおいて努力している最中になっているわけでもありますから、そういうところで「不遵守の疑い」という言葉が使われるということでもいいのかどうなのかということ。これは対外的に出るのですね、この表現ぶりは。

(矢島次長)

本文です。

(発言者 A)

本文の中に入るやつですね。だから、運用ではないですね、これは。

(矢島次長)

本文です。

(発言者 A)

だから、本文の中にこういう表現ぶりが入るということで、対外的に、この受付開始時点、

契約時点以前にガイドライン不遵守の疑いがあるのですよということで意見が出せますよということが逆に明示的にされるということもあろうかと思うのです。そういうものが対外的にメッセージで出るという側面もあるかと思うのです。それも考えたうえで、環境担当審査役に行くのが限定されるべきなので、本文中にこういう表現ぶりが入ったほうがいい。ですから、対外的なイメージがあると思うのです。私が懸念しているのは、小倉さんの言っていることはもっともだと思っておりますが、要するに、対外的な面で、これを読んだ人がどういうふうに理解するかということも踏まえて、濫用という観点と申しますか、意見を出した人が自分で公表することもできるという点も踏まえて、そういう表現ぶりが明示されているということに対して大丈夫かなと。

(矢島次長)

この構成をお考えいただきたいと思うのです。異議申立の手続きがずっと連綿と書いてある中に、受付開始以前に出されたものが、「異議」と書かずに「意見」という整理分けをしておるわけですが、出されているということは、明示的ではございませんが、基本的にはガイドラインの不遵守にかかわるものの意見が出されているのだということだろうと思うのです。ですから、ここに「ガイドライン不遵守の疑い」と書いてあることによって、それが遵守・不遵守とか意思決定していないにもかかわらず、こういう意見が移送されるのだというご懸念はよく分かりますが、この全体の構成から考えると、当然にして、ご覧になれば、この規定自体を読み下していくと、この「意見」というのはガイドラインの不遵守に関するものだという事なのだろうと思うのです。逆に言うと、書いておかないと「意見」が広がるというご懸念があるということですので、そういう意味では、いろいろなご議論をいただいているのを私も聞いておりますと、この原文のままでいちばんいいのではないかという感じがいたします。

(発言者 A)

皆さんが良ければということになります。ただ、1点、そうすると、受付開始時点以前という受付が、基本的には融資担当部署に行くのが前提ですよというのはこの中には書かれていないのです。受付開始時点以前にいろいろな意見が寄せられて、それは当然のことながら投融資担当部署に行くのですよと。その意見の中に、万が一、ガイドライン不遵守の疑いに関するようなものがあって、それについて環境担当審査役に意見が示された場合には、基本的に遵守・不遵守については受付開始時点以降から考えるべき事項であるが、事前の検討のために投融資担当部署に移送いたしますということだろうと思うのです。短い表現の中で、そのへんは、詳しく議論している人はすぐ分かると思うのですが、これだけを読んだ人の中で、受付開始時点以前で環境ガイドライン不遵守とだけしか書いてありませんから、何か誤解とかがなければいいのですが。

(矢島次長)

よく分からない。何を誤解するというのですか。

(発言者 A)

基本的に見て、申し上げているのは、要するに、この議論している部分が、いったん決まったこの文章を読む外部の人、特に、例えばあまり濫用濫用と言うなど言われているのですが、濫用する人を見て、受付開始時点以前に出すときにはどこかというところ、ここに書いているのは環境担当審査役だけです。融資担当部署に送るとするのは念頭に置かれずに、「環境担当審査役に送るのだな」という形になって、しかも、「出すやつはガイドライン不遵守の疑いがあるものか。そうか」と、受付開始時点以前でガイドライン不遵守の疑いのあるものについては環境担当審査役に出せばいいのだなと短絡的に考えられて濫用されるようなことはないのじゃないかと。

(矢島次長)

まさにそういうことはございません。というのは、この枠組み自体が、受け付けないので移送するという話です。もともと濫用される方の本意は、環境担当審査役にチェックさせるということでこの制度を利用してくるのだらうと思います。そういう意味では、ここに明らかに書いてありますように、「環境担当審査役がこの時点で何ら判断を下さない」というのは、文章上はかなりはっきりしていると思いますので、そういうご懸念はこの文章ではないというのが私の理解でございます。今のお話の観点での濫用というのはこの文章でも排除できていると考えます。

(環境省小川氏)

むしろ「不遵守」との文言はあったほうが良いと考えます。

(矢島次長)

こういう議論を重ねることによってだいぶ理解がそれぞれ深まってくると思うのですが、拝見してまして、いろいろな懸念が表明されましたが、最終的には、この修正案ということでいけば皆さんの利害に合っているのではないかと思いますので、こういうことで進めさせていただきたいと思っております。

それで、これとは別に、途上国側と、産業界の意向を含めて……、はい。

(メコンウォッチ松本氏)

このペーパーの位置付けはどのようにお考えでしょうか。要綱の一部ということでしょうか。

(入柿課長)

お答えします。要綱の一部ではなくて、要綱を審議したパブリックコンサルテーションにおける共通認識という形で取りまとめたということでございます。扱いとしては、もちろんこれは公開いたしますし、常にこれで分かるように周知をするということかと思っております。

(メコンウォッチ松本氏)

3番目のポイントについては、単なる精神論にはとどまらないと思います。これに沿った手続が可能なのか。また、審査役にそういった手続を履行する義務があるのでしょうか。

(入柿課長)

最後のところは、環境担当審査役の履行義務というよりも、総裁の権限を書いているものですので、総裁として当然こういう権限があるということを確認しているということでありまして、これは、そういう意味では、1、2、3、いずれも縛っていくということであろうと思っております。

(FOE松本氏)

このペーパーについては、要綱とセットで公開される必要があると考えます。

(入柿課長)

まずは、ウェブサイトには英訳も含めて載せます。それで、この成り立ちですが、そもそも要綱の一部にはなり得ないので、こういう形でまとめたということです。もちろん周知はいたしますが、要綱の一部ではないということにはどうしてもなるかと思っております。周知はいたします。

(矢島次長)

私のイメージとしては、これまでもこの会議の様子は、大部にわたる議事録でホームページ上で公開しておりますが、これまでの経緯でお分かりのように、この議論を踏まえたうえで要綱案をJBI C側が作ってきているということをご理解いただいていると思っております。そういう

意味では、最後になりまして、先ほども申し上げましたように、50、60ページにわたる議事録の中に入れ込んでしまうということでは忍びないというのは変ですが、もっと重要なものについては別書きにして、パブリックコンサルテーションの議事録のさらに重要なものということで、議長の総括という形でもいいのかも分かりませんが、そういう位置付けとして、したがって、ホームページ上では議事録とは切り離してこれを公開する。

ただ、確かに、メコンウォッチの松本さんがおっしゃるように、項目によって性格が若干違うところでもある。明らかに3番目のものは要綱案の枠外の基準であり、総裁の権限についてのクラリフィケーションですので、むしろそれは手続き案とは少し離れた形で、そうはいつても議事録とは別の形で公表するということなのでしょう。最初の二つについては、もともと前文に入れるかどうかという話もあったものではあるのですが、これも、前文にどこまで重いものを載せていくのかというバランス感覚もあって、こういう形に整理したと思います。若干種類の異なるものが入っているとは思いますが、最初のところは、主としてステイクホルダーからの意見を入れたもの、最後が、権限のクラリフィケーションをこの場で共通認識したという位置付けでご理解いただければと思います。

したがって、今後の運用面においてはこういうものが当然反映されてくると理解していただいていると思います。

(F O E 松本氏)

このペーパーについても確実に周知されるよう努めてもらいたい。

(入柿課長)

それは配慮させていただきます。

(環境省小川氏)

周知は是非徹底していただきたいと思います。それから、このペーパーの主語が不明確なのですが、このあたりもはっきりしていただければと思います。

(発言者 A)

このペーパーですが、確認するという、周知徹底のところはいいのですが、周知徹底する際に、先ほど話がありましたように、例外的にということ、本来ならあり得ない世界のところまで限界考えたということ、基本的にこういうことがあってはならないのだと、J B I C のほうできちんと対応するのだというのがどこかにないと、いきなり「例外的に」というのが出てくると、そういうことがたびたび起こるのかという誤解を受けるのもまた変な話になります。したがって、そういう誤解を受けることのないような配慮も要ると思います。こういうことがあってはならないのだと、当然のことながら関係者一同がやるのだよということについて、そういうのがメッセージとしてどこか入る形のほうがいいのではないかと。そのうえで、最悪の場合にはこういうこともあり得ますよと。例外的なところがしょっちゅう起こるよだと困りますので、読んだ人がそういうことを受け止めないような配慮をぜひご検討いただければありがたいと思います。

それから、このペーパー、全体の取り扱いのところの中で、最初のほう、相手国政府のところについて、これはこれで若干紹介されましたし、この中で触れるのはいいのですが、先ほど申し上げましたように、相手国政府に対する、J B I C としてどういう配慮を行うのかということについては、私どもコンサルテーションでは別に発展途上国の人に来ていただいたわけでも何でもありませんので、途上国に対する配慮については国際協力銀行の使命でもありましょし、一日本国民として、日本としてちゃんとそういう点について配慮するのだよというところのメッセージがちゃんと伝わるような形にご配慮あると一市民としてはありがたい。ですから、産業界代表の意見ではなくて一個人として意見を述べさせていただきます。

(矢島次長)

先ほどの最初のほうのご意見の中で、この形式としては、念頭にあるのは、むしろセカンドパラグラフのところのがはっきり分かりやすいのかも分かりませんが、パブリックコンサルテーションフォーラムでこれを記録に留めるということ。そういう意味では、13回のパブリックコンサルテーションフォーラムを通して、重要なところからやや細かいテクニカルなところまでいろいろな意見をいただきましたが、その中で特に記録に留めるものをここに書いているということです。誰がこういう文章をまとめるかということにあっては、僭越ではございますが、議長、私の権限でこれをまとめる。それがパブリックコンサルテーションの共通認識であるという理解をしていただければいいのかと思います。

明示の仕方については、確かに、今申し上げましたように、非常に重要な項目が並んでおりますので、議事録の中に入れるというよりも、J B I C側からも説明がありましたように、要綱案とは少し切り離れた形になると思います。議事録の中にワン・オブ・ゼムとして紛れ込んでしまうということではなくて、要綱案に引き続いてこういうものがパブリックコンサルテーションの場で、最後の場で重要なところが確認されたということで公開するということになると思います。その点はJ B I C側も配慮して行うということですので、そういうご理解をいただければと思います。

それから、例外的にというのは、まさに例外的なので「例外的」と書いてあるので、「例外的に」という表現で頻繁に起こるといふふうにはなかなか思わないのではないかと思うのです。そこはもう少し他のプロセスが先にあって、それでもダメな場合にこうだというような段階的なことをということですが、やや冗長になる感じがいたします。

二つ目の相手国の配慮は、J B I C側から。

(入柿課長)

まず、相手国への配慮ですが、今回のものは異議申立の手続きということで、全体は、より大きくは環境ガイドラインの一群に包括されると思っております。そういう意味では、環境ガイドラインのほうには、そうした途上国へのメッセージを十分書き込んでおるつもりでございます。今回、議長総括という形でさらに決意のほどを示すということかと思っております。決して途上国のことをないがしろにしているわけではございません。また、今回、パブリックコメントについては、その意見に対する考え方ということで示させていただいておりますが、途上国のほうのご意見については、まだ正式なリスポンスをしておりませんので、今後、われわれのほうで、こうした趣旨も踏まえまして適切に対応していきたいと思っております。

(矢島次長)

よろしければ、要綱案の部分については、先ほどの「期間」のところの修文を最後に加えまして、それから、要綱に引き続く文章として、議長総括という形で取りまとめさせていただいて、ホームページ上でも公開していきたいということにさせていただきたいと思っております。

最後に、情報公開に関するところですが.....。

(入柿課長)

先ほど紙を配ると申し上げたのですが、協議が整わなくて、考え方だけご説明させていただきたいと思っております。まず、要綱案のところに書き込むかということの前に、ご意見のところの16ページで、細かに、こういう文章をこういうタイミングでと言われておりますので、それに沿って意見を申し上げたいと思うのです。16ページの2番目でございまして、申立の事実、申立書の内容、予備調査の結果、申立却下の事実とその理由等々、ここまでのところは、基本的には、要綱案の9ページの(D)のところ、異議申立の受付状況、手続き進捗状況を公開するとしております。ここでは、ご意見としては、速やかにということになっておりますが、申立書の内容については、基本的には最終報告書の中で具体的な内容について公開させていただくということで、典型的に、例えば、こういう類の訴えがとかいう話であれば、速やかにということになるのかと思いますが、基本的には、内容自体は報告書と一緒に公開したいと思っております。

それから、受理の事実、申立があったという事実、手続き開始の決定、手続きの留保、申立の却下とか、これが手続き進捗状況になると思いますが、基本的にこのへんは速やかに公開したいとは思っております。

申立者の反論については、右でも述べておりますとおり、われわれからこれを公開することは不適切と考えておりますので、公開しない。

報告書については、速やかに報告します。

報告書への申立者の意見も、先ほどと同様の理由で公開は不適切と考えております。

投融資担当部署の意見書は、速やかにということでございます。

それから、総裁の指示、それから、関与の終了、年次報告書。年次報告書は当然、完成後速やかにとなりますが、審査役の報告書等を受けた総裁の指示とか、そのフォローアップ実施状況等については、定期的に公開させていただきたいと思っております。

なにぶん申立の数とかにもよってようかと思いますが、基本的に、要綱案に書いてあり、最低のものとして、環境担当審査役の報告書、投融資担当部署の意見書についてはそれぞれ速やかにウェブサイトで公開します。その他の受付状況、手続き進捗状況については、適時適切に公開するというので、要綱案の修文はしないという形にさせていただければと思っております。

(矢島次長)

今の点は、要綱案に入るのはやや細かすぎるかとは思いますが、パブリックコメントへの回答として出すということは可能ですか。もうすでにホームページ上に公開されているので、その修文ということになるかも分かりませんが。

(入柿課長)

今のような内容で、もう一度、ここの意見に対する考え方というところに、それぞれもう少し詳しく、1対1対応するような形で掲げさせていただきたいと思っております。

(FOE松本氏)

予備調査の結果の公開についてはどのようにお考えでしょうか。

(入柿課長)

はい、予備調査の結果は、手続きを留保するか、申立を却下するか、本調査に進むかということになりますので、それは当然、速やかに公開いたします。

(FOE松本氏)

審査役の関与の終了についても公開していただきたいと考えますが...

(入柿課長)

これは少し分かりづらいのですが、まず、報告書を作った時点で、ある程度と申しますか、一定の関与は終わります。その後はモニタリングをしますということになりますので、終了ということになると、モニタリングも終えましたということをするということですが、なかなかモニタリングも終わらないのかなと。「ここで終わります」と言う.....。そこは年次報告書等の中でまとめて、ここまでやったという形で何かまとめて出すのかなと思っております。「きょう、この時点で終わりました」と言いづらい話だと思っております。

(FOE松本氏)

関与の終了についてはどのように報告されるつもりでしょうか。

(入柿課長)

そういう報告は普通しないと思っております。まず報告書を作ります。そこまでは確実にあると

思うのですが、その後は、モニタリングということになりますので、投融資担当部署から、動きがある都度報告もあるでしょうし、いったんある程度満足がいったということになっても、その後、例えば、突発的なことが起こればまた報告もあるでしょうし、「ここで終わります」と言うのも、イメージが実務の中で湧かないところがあるのです。もちろん、ある程度、環境担当審査役が満足したということを見解として表明するのであれば、それが関与の終了ということになるのかなと思っておって、何かステップとしてまずこういうのがあって、報告書が出て、こういう報告書が出てと、節目節目での関与の終了というのがあるというイメージが私には分かりづらいのです。

(F O E 松本氏)

I F C などでは、終了のタイミングを明確に決めることにしていますが。決めておいた方がやりやすいのではないのでしょうか。

(入柿課長)

それは考えさせていただきたいと思いますが、これまで往々にしてあったのは、われわれとしてはここまでといってもダメだという話が結構あったりするものですから、なんとなくイメージが分かりづらいところがあるのです。そこは、もしそういうタイミングがあるのであれば考えるということかと思えます。

(矢島次長)

よろしいですか。それでは、情報公開については今の細かい.....。

(F O E 松本氏)

申立者の意見についても、申立者の確認が取れば公開してもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(入柿課長)

このところは申立人の一方的な意見ということにもなりますので、もう一方のパーティにも配慮する必要があると思っております。このところは、われわれの責任において公開することは不適切であると考えております。

われわれとしてはもう判断を下した問題でありますので、それに対する申立者の意見とかについては、もちろん申立者が自分たちで勝手にというか、公開するということについては、それはしょうがない話ですし、構わない、われわれがとやかく言う話ではないのですが、われわれとしては、いったん判断を下した問題について、さらに申立者の意見を聞いて何かをすることでもない話になりますので.....。要するに、申立人の意見に対してわれわれのほうの調査が終わって結論が出たものについて、さらにわれわれのほうから出す、さらに、その内容についてはわれわれとしてはオーソライズできないような一方的な意見が入っているということです。これは公開するのは不適切であろうと思っているのです。

(山田課長)

世銀でも申立書自体は公開しておりませんので、そのあたりをご理解いただければと思います。

(J A C S E S 石田氏)

今お話がありましたとおり、環境ガイドラインに対する、これは、異議申立という制度ですが、実際、審査が行われていって、この申立に対する対応がここで1回示されて、その後、変な話だが、申立者の立場からすれば、その対応が本当に適切で.....。私たちがここで申立者の反論を速やかに公開する、あるいは報告書への意見を速やかに公開すべきだというその意図は、申立者が環境社会配慮に関する問題があると感じて申立をしたその結果に何か不満がある、

それが根拠のないような不満であっては困るわけですが、ある程度適切な、彼らが本当にこのガイドラインに沿って申立をしたにもかかわらず、その取り扱いが適切ではなかったという場合が、これもまたそういうことが本当はあってはならないという話ですが、そういったことが起こった場合に、彼らの意見がどこか表明できるというシステムを残しておくということはすごく重要だと思うのです。どうでしょうか。

(入柿課長)

まず、そもそも申立人の意見は十分に聞いて、それでこの環境担当審査役が報告書を書くということになっておりまして、その後、さらにそれに対する申立人の反論があるとするれば、それは、新しい事実ではなくて、環境担当審査役に対する不満にすぎないわけです。そこに書いてある内容については、いったん環境担当審査役のほうで、例えば、この主張についてはこうこうであると結論を下したものでございますので、もしも、全く新しいのがあるということであれば、それは再度異議申立をするということになりましょうし、環境担当審査役の判断に不満があるということであれば、それは別のところで自ら開陳されるということではないかと思えます。

(矢島次長)

まさに、かなりの方は考え方を共有されているのではないかと思うのですが、一度、環境担当審査役の報告がなされて、それに対する反対意見ということであれば、むしろ異議申立からは外れている話でございます。その意見を、もう少しはっきり言うと環境担当審査役の審査に対する不満というものに具体的にはなってくるのでしょうか、それをまた受けて、それについてその意見をそのままJ B I Cが公表するというのは、どういう意見がまさに出てくるかわかりませんので、J B I C側から出すよりも、むしろ反対意見を持っている方が適切な場で発表されるということだろうと思えます。

(発言者A)

2点ほどですが、1点は、あらゆる場合を想定して、最悪の場合、最悪の場合と言うのですが、いろいろな場合があると思うのです。例えば、発展途上国ですと、多数の受益者に不利益を生じるようなことがあった場合どうするのですか、その場合について適切なあれがあるのでしょいか、事業を止めようとする勢力が少しずつ内容を加え、長年同種の申立を繰り返す恐れがある場合にはどうするのですかとか、そういう場合についても、では、どうするのだということを決めると、どんどんキリがないという気がするのです。ですから、最悪の場合ということで、例外的な場合はあるのでしょうか、いろいろな場合があると思うのですが、例示的に書くというのはそういう場合が起こり得るのだということ想起させるということもあります。通常起こり得るようなことを例示的に書くというのはあり得ると思うのですが、あまりいろいろな場合を例示的に書き出せばキリがないという気がいたします。これが1点目です。

2点目で、きょうの議事録ですが、先ほど、「期間」のところ、「不遵守の疑いがあるもの」ということで、中で産業界らしきと思われる人の意見が分かれたりしたところがあったのですが、この議事録が外に出て、本当に私が心配しているのは濫用のところなものですから、読んだ人がその議事録を踏まえて、「あ、濫用できるのだな」と思ってしまうと困りますので、先ほどのような結論になったわけありますから、こういう濫用の恐れがあるというところで私が発言したところは、外の人にも触れますので、差し支えなければ議事録のほうから落としていただくとありがたいと思えます。

以上でございます。

(矢島次長)

今のお話は、濫用の懸念がある条項についての議論が議事録に載っていると、それで逆に知らしめてしまうという趣旨ですか。ただ、文脈からして、この制度自体でかなり濫用は抑えられるということの下でこの手続き案が出されていると思えますので、そのところは、むしろ

そういうご意見があったということで、これまでもいろいろな意見をそのまま出すというのが冒頭の了解でもあったのだらうと思いますので、そこは、匿名ということはご要望がありますので、そうさせていただきますが、そういう意見があったというのはそのまま載せさせていただきますと思います。それがこれまでの共通の理解でございますので。

あと、情報公開のところは、パブリックコメントに対する回答というところで、かなり各論に入ってきているところもあります。大筋の理解は皆さんいただいていると思いますので、できるだけご要望に合うような形で、はっきりと、どういうタイミングで出すということは、提示をＪＢＩＣ側でしていただいて、個別論でお問い合わせがありましたら、それは別途していただければいいと思います。この場でかなり細かいところに入っていくのもどうかと思いますので。方向観は皆さん共通していると思いますので、むしろ個別のお問い合わせは別途していただければありがたい。パブリックコメントに対する、先ほどの、すでにホームページ上で出ますが、それをもう少し細かくＪＢＩＣ側で用意いたしますので、そこでご不明の点がありましたらお問い合わせいただければいいと思いますが、いかがでしょうか。

(F O E 松本氏)

もう1点だけです。このＪＢＩＣの考え方の中で、その他の審査役が提出した意見についてというところがあるのですが、これに関して、すべてを公開する必要はないと思うのですが、特に、遵守に向けたガイドラインの今後の対応策、あるいは環境社会配慮の拡充のための制度作りなどについては、ほとんどは報告書に出されるものだとは思いますが、このご説明を読ませていただいておりますと、いつ何時、直接の上司に対してコメントを出すことは特に問題ないのではないかというコメントをいただいておりますので、そういった提案に関しては、この公開の対象にさせていただきたいと思っております。

(入柿課長)

そのところは内容に応じてと申しますか、情報公開法にもございまして、内部での率直な意見交換を阻害するといった恐れがないものについては出していきたく思っております。今言われたご意見は基本的にはそういったものに当たらないだらうとは思いますが、ここは適時適切に内容に応じて開示していきたく思っております。

(矢島次長)

だいぶきょうもまた長くなりましたが、一応これで手続き要綱案の修文の最終、それから、議長総括という形で重要点を記録に残させていただくというところの方向観といたしましうか合意を皆さんにいただけたと思っております。

最後に、今後の段取りについて、ＪＢＩＣから少しお話をいただきたいと思います。

(入柿課長)

今後の予定ですが、10月1日には国際協力銀行ガイドライン、新しいガイドラインが施行になりますので、そのときには環境担当審査役にはいてもらわなければいけないということでございます。今後、夏には公募をして、選考できるような段取りで進めていきたく思っております。まずは、事務局等も作らなければいけませんし、選考委員も選びませんといけませんし、公募と同じようなタイミングで選考委員にもお願いして、公募の応募者が集まったところで選考委員会のほうにもお諮りして決めていくというふうに考えております。

したがいまして、だいたい夏ぐらいには決めて、あとは細かな手続きの要綱案と申しますか、細かい手続き等を定めていきたく思っております。

それから、名前ですが、いただいたご意見では、1点だけあったのは「異議申立の調査官」とかいう話ですが、このご意見の中でもっともだと思えるのは、「環境担当審査役」という名前が環境審査室と混乱してしまうというところはあると思っております。ところが、「異議申立担当審査役」とか、「異議申立担当独立調査官」、官ではないので、「官」というのは使えないのですが、となりますと、なかなか活動にも差し支えたりする部分があるのではないかと、英

語で書いたりしますとなかなか難しいと思ったりもしておりますので、私どものほうで考えましたのは、「環境ガイドライン担当審査役」といった形で環境審査室とは区別していきたいということを今考えている次第でございます。

要綱自体は、この後速やかに、4月になってしまいますが、4月の早々に行内で最終的な決裁を得て公表させていただきたいと思っております。

(矢島次長)

よろしければ、13回にわたりまして、それぞれ各回、きょうも5時間ぐらいですが、長時間ご参加いただきましてどうもありがとうございました。おかげさまでいろいろな方々の意見を取り入れまして、それぞれの方々からしてみると、それぞれのお立場がありますので、満足がいくということではないのかも分かりませんが、かなり納得できるものになったと思っております。どうもご協力ありがとうございました。